

税 理 士 登 録 ・ 開 業 の 手 引



日本税理士会連合会

はじめに

税理士法第1条には、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」として、税理士の使命が定められています。

さらに、同法第2条においては、「税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、1. 税務代理、2. 税務書類の作成、3. 税務相談、を行うことを業とする」として、税理士業務が定められています。これは無償独占業務といわれるもので、有償はもちろんのこと無償であっても税理士だけが行うことができる業務であり、これに違反した者は税理士法第52条に基づき処分されることとなります。

このように職業法上の強い権限が与えられているのは、税理士が同法第1条に基づき納税義務の適正な実現を図るという使命があるからであり、加えて税理士業務を行うには、税理士会に入会しなければならず、そのためには適正な登録手続きが不可欠であります。

また、近年、税務に関する専門家としての識見・能力が必要であることはもちろんのこと、税理士の社会的役割・社会的要請がますます高まっているとともに、それに応え得る資質が求められています。

本書は、税理士の登録並びに開業にあたって留意すべき事項についてとりまとめています。「税理士となる資格を有する者」であることと、「税理士」として登録していることとは全く異なることであり、「税理士」となるためには、税理士名簿に「登録」されなければなりません。

本書を熟読されて、適正な登録手続きと開業準備が円滑に進められることを願うものであります。

平成27年4月

日本税理士会連合会
登録調査部

目 次

I	税理士制度	1
1	税理士の使命（法第1条）	1
2	税理士の業務（法第2条）	1
	（1）税理士業務（税理士の独占業務）	1
	（2）付随業務	2
	（3）裁判所における補佐人としての陳述	2
3	税理士の資格（法第3条）	2
	（1）税理士となる資格を有する者	2
	（2）実務経験	2
	（3）実務経験期間の計算方法	3
	（4）実務経験に関するQ&A	3
4	欠格条項（法第4条）	5
5	税理士の登録区分	6
II	登録申請	8
1	税理士登録申請の手続	8
2	税理士登録申請後の流れ	8
3	旧姓使用について	8
4	税理士登録申請に係る必要書類	8
5	登録の決定	23
6	登録の拒否	23
7	登録申請中の注意点	24
	登録申請書類の記入例	26
III	登録・開業	39
1	税理士会への入会	39
2	税理士事務所	39
3	開業後の注意事項	39
	（1）税理士として遵守すべき事項	39
	（2）変更登録の手続	40
	（3）税理士証票の取扱い	41
	（4）公職への就退任	41
	（5）業務の制限	41
	（6）登録抹消の手続	41

全国税理士会一覧表	42
<資料>	43
〔1〕 税理士法（抄）	43
〔2〕 日本税理士会連合会会則（抄）	60
〔3〕 税理士会綱紀規則（準則）	64
〔4〕 個人情報の保護に関する方針	67

I 税理士制度

1 税理士の使命（法第1条）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とすることとされています。

この「納税義務の適正な実現を図る」とは、税法に定めるとおり「過大でも、過少でもなく納税する」との趣旨であり、これにより、納税義務者の租税債務の履行は何ら不利益を被らないこととなります。

税理士制度は、税務に関する専門家としての能力、識見を有する者即ち税理士が税理士業務を通じて納税義務者を援助することにより、納税義務者が自己の負う納税義務を適正に実現し、これによって申告納税制度の円滑、適正な運営に資することを期待して設けられたものです。この点において、税理士制度と申告納税制度は一体のものとしてとらえる必要があります。

税理士は、このような公共的使命を担うものであり、委嘱者たる納税義務者の援助に当たっては、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場で、税務に関する専門家としての良識に基づき行動しなければなりません。税理士がこのような立場で、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を果たしていくことは、納税義務者との間に健全かつ強固な信頼関係を育成することになり、ひいては税理士に対する社会的評価を高めることとなります。

以上のような税理士の使命の重要性にかんがみ、税理士業務は税理士の独占業務とされる一方において、税理士となるためには、一定の資格が必要とされるとともに、税理士に対して種々の義務と責任が課されています。

2 税理士の業務（法第2条）

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とします。

(1) 税理士業務（税理士の独占業務）

① 税務代理

税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づき、申告、申請、請求若しくは不服申立てにつき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること。

② 税務書類の作成

税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で財務省令で定めるものを作成すること。

③ 税務相談

税務官公署に対する申告等、税務代理で規定する主張若しくは陳述又は申告書等の

作成等に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応じること。

※電子申告の代理送信業務は税理士業務に含まれます。(税理士業務関係通達2-1)

(2) 付随業務

前記業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができます。

(3) 裁判所における補佐人としての陳述

税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができます。

3 税理士の資格（法第3条）

(1) 税理士となる資格を有する者

- ① 税理士試験に合格した者
- ② 税理士法第6条に定める試験科目の全部について、同法第7条又は第8条の規定により税理士試験を免除された者
- ③ 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む)
- ④ 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む)

ただし、①及び②の者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間(実務経験)が通算して2年以上あることを必要とします。

※税理士法第3条に第3項「第1項第4号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。」が、平成29年4月1日から追加されます。

(2) 実務経験

前記(1)の①及び②の者に必要な実務経験に該当する事務の内容については下表のとおり。

実務経験に関する参考条文・通達

税理士法第3条第1項	税理士法施行令第1条の3	税理士法基本通達
租税に関する事務		税務官公署における事務のほか、その他の官公署及び会社等における税務に関する事務 (3-1)
会計に関する事務で政令で定めるもの	貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理する会計に関する事務(特別な判断を要しない機械的 <u>事務を除く</u>)	簿記の原則に従って会計帳簿等を記録し、その会計記録に基づいて決算を行い、財務諸表等を作成する過程において簿記会計に関する知識を必要とする事務 ①簿記上の取引について、簿記の原則に従い取引仕訳を行う事務 ②仕訳帳等から各勘定への転記事務 ③元帳を整理し、日計表又は月計表を作成して、その記録の正否を判断する事務 ④決算手続に関する事務

※	⑤財務諸表の作成に関する事務 ⑥帳簿組織を立案し、又は原始記録と帳簿記入の事項とを照合点検する事務 (3-3)
---	---

※特別な判断を要しない機械的業務	簿記会計に関する知識がなくともできる単純な事務をいい、電子計算機を使用して行う単純な入出力業務もこれに含まれる。(3-2)
------------------	---

(3) 実務経験期間の計算方法

- ① 実務経験期間が通算して2年以上とは、正規の雇用関係があり、原則として通常の勤務時間内(時間外勤務は含まない)における税務又は会計に関する事務に従事していた期間を暦に従って計算し、2年以上になる場合です。
- ② 従事した事務に実務経験に該当する事務以外のものが含まれている場合には、実務経験に該当する事務に従事した時間を抽出して積上げ計算を行います。
- ③ 一箇所での勤務で実務経験期間が充足しない場合には、複数箇所での勤務期間を合算して実務経験期間とすることができます。

(4) 実務経験に関するQ&A

会社で税務又は会計に関する事務にパート(アルバイト)として従事しているが、この期間を実務経験として算入することはできますか？

パート(アルバイト)として従事している期間を実務経験に算入するためには、勤務日数・勤務時間等の実態に応じて税務又は会計に関する事務に従事した時間を積上げ計算(⇒p 34～37参照)する必要がありますので、次の書類を提出します。

- ・勤務時間数の積上げ計算書類

税務又は会計に関する事務に従事した時間を積上げる際、時間外勤務や休日勤務の時間を実務期間に含めることはできますか？

時間外勤務や休日勤務の時間を実務経験に含めることは認めていません。2年に満たない従事期間で2年相当の勤務時間が積み上がってしまうという矛盾が生ずる可能性を防ぐためです。勤務時間の積上げには、以下の制限を設けています。

- ① 1日の従事時間は7時間を限度とする。
- ② 1月の従事時間は154時間を限度とする。
- ③ 2年相当の従事期間は3696時間(154時間×24月)です。

(その従事が時間外勤務でなかったとしても、上記の限度を超える従事時間については、積上げ対象から除かれます。)

2年ちょうど(例えば平成25年4月1日就職、平成27年3月31日退職)の実務期間は、2年以上の実務期間として認められますか？

税務又は会計以外の事務に従事した期間(時間)、税務や会計に関する事務であって

も特別の判断を要しない機械的事務に従事した期間(時間)、土日祝祭日等(年末年始の休暇を含む)勤務先の定休日及び年次有給休暇以外の休暇は、実務期間から除外されるので、実務経験が2年に満たないと判定される可能性が高いと思われます。実務経験期間は余裕をもって申請することをお勧めします。

無報酬での税務又は会計に関する事務への従事は、実務として認められますか？

対価の伴わない従事は、基本的に実務として認めていません。

大学院に通学しながら会社で会計に関する事務に従事していた場合、この期間を実務経験として算入することはできますか？

大学院に通学しながら税務又は会計に関する事務に従事していた期間を実務経験に算入するためには、税務又は会計に関する事務に従事していた時間を積上げ計算(⇒p 34～37参照)する必要があるため、次の書類を提出します。

- ・勤務時間数の積上げ計算書類(正職員で夜間、土日の通学で業務に影響がないと認められる場合は、基本的に不要です)
- ・大学院の通学状況説明書(p 38)

自営する会社(又は個人事業)で経理事務を行っていた場合、これは実務経験に該当しますか？

該当する場合があります。この場合、経理事務に従事した時間を抽出し、積上げ計算(⇒p 34～37参照)をする必要があります。また、自己による証明となることから、客観的に実務経験期間を立証するために次の書類等を提出する必要があります。

- ・職務概要説明書
- ・法人税の確定申告書のコピー及び決算書(2期分)
- ・(関与している税理士がいる場合)税理士からの実務経験に関する説明書

この他、経理事務に費やした時間を推し量れるような成果物(例えば勘定元帳等のコピー)の提出を求めることがあります。

勤務している会社が小規模ですが、同社での勤務を実務経験とすることはできますか？

小規模な会社での勤務を実務経験に算入するためには、勤務時間のうち会計に関する事務に従事していた時間を確認する必要がありますので、次の書類を提出します。

また、会計に関する事務以外の営業等他の事務にも従事している場合は、勤務時間のうち会計に関する事務に従事した時間を抽出し、積上げ計算(⇒p 34～37参照)をする必要があります。

- ・職務概要説明書
- ・(関与している税理士がいる場合)税理士からの実務経験に関する説明書
- ・勤務時間の積上げ計算書類

この他、法人税の確定申告書のコピー及び決算書(2期分)の提出を求めることがあ

ります。

税理士事務所に勤務する傍ら、家業の手伝いをしていた場合、実務経験期間の算定はどのようにすればよいのですか？

税理士事務所での勤務日数、勤務時間を抽出して積上げ計算(⇒ p 34～37 参照)を行う必要があります、「実務経験に関する積上げ計算書」を提出します。

4 欠格条項（法第4条）

税理士となる資格を有する者であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は税理士となる資格を有しません。また、税理士登録完了後に該当することとなった場合は、登録が抹消されることとなります。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 法令違反により刑の執行又は通告処分を受けた者
 - ① 国税若しくは地方税に関する法令又は税理士法の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - ② 国税若しくは地方税に関する法令若しくは税理士法の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取締法(地方税において準用する場合を含む)若しくは関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く)を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの
 - ③ 国税又は地方税に関する法令及び税理士法以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
- (5) 懲戒処分により税理士業務を行うことを禁止された者で、当該処分を受けた日から3年を経過しないもの
- (6) 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から3年を経過しないもの
国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により退職手当返納等の支給制限等処分に相当する処分を受け、当該処分を受けた日から3年を経過しないもの
- (7) 特定の職業専門家の資格を失う懲戒処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から3年を経過しないもの(ただし、他の職業専門家の資格を失う処分を受けてから3年を経過していなくとも、それぞれの法律の規定により再び業務を営むことができることとなった者を除く)

具体的には、次の処分とされています。

- ① 弁護士会からの除名
- ② 公認会計士(会計士補を含む)の登録の抹消
- ③ 弁理士の業務の禁止
- ④ 司法書士の業務の禁止
- ⑤ 行政書士の業務の禁止
- ⑥ 社会保険労務士の失格処分
- ⑦ 不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む)の登録の消除

※平成18年1月1日から会計士補の資格が、また、平成18年2月1日から不動産鑑定士補の資格が廃止されていますが、同日以後に会計士補又は不動産鑑定士補である者に係る欠格条項については、従来どおり適用されます。

- (8) 税理士の登録を拒否された者のうち税理士法第22条第4項の規定に該当する者又は同法第25条第1項第1号の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの

5 税理士の登録区分

税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、自己が行う業務形態に応じて社員税理士、所属税理士、開業税理士のうち、いずれか一の区分を選択し、税理士名簿への登録を受けなければなりません。

(1) 社員税理士

税理士法人(税理士業務を組織的に行うことを目的として2名以上の税理士が共同して設立する法人)の業務執行者として税理士業務等を行う税理士のことをいい、納税者からの委嘱はすべて税理士法人で行います。また、社員税理士は自己若しくは第三者のために税理士法人の業務の範囲に属する業務を行うことはできないことから、自らの税理士事務所を設置することができません。

(2) 所属税理士

税理士事務所又は税理士法人の補助者として税理士業務等に従事する税理士のことをいい(税理士法施行規則第8条)、納税者からの委嘱は勤務する税理士事務所又は税理士法人で行います。ただし使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得ることにより、所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事することができます。自らの税理士事務所を設置することはできません。

(3) 開業税理士

社員税理士及び所属税理士以外の税理士で、納税者から直接委嘱を受けて税理士業務等を行う者のことをいい、自らの税理士事務所を設置しなければなりません。

税理士の登録区分

	社員税理士	所属税理士	開業税理士
自己の事務所 の設置	設置できない	設置できない	設置しなければならない
納税者等との 委嘱契約	納税者等から直接委嘱を受けることはできない。 税理士法人との委嘱契約を通じて受任する。	納税者等から直接委嘱を受けることはできない。 ただし、勤務する税理士事務所又は税理士法人の書面による承諾を得ることにより、直接受任することができる。	納税者等から直接委嘱を受ける。
税理士事務所 又は税理士法人への 従事	出資する税理士法人の業務以外はできない。	勤務する税理士事務所又は税理士法人の補助者として、自らの名において税理士業務を行うことができる。 ただし、勤務する事務所の書面による承諾を得ることにより、自らの名において税理士業務を行うことができる。 いずれの場合も申告書等への署名押印は、勤務する事務所の名称の記載が必要であり、直接受任である場合はその旨の付記も必要になる。 なお、勤務する税理士事務所又は税理士法人以外の補助者として従事することはできない。	他の税理士事務所又は税理士法人に従業員として勤務することを禁じる規定はないが、他の事務所に勤務する場合は、当該事務所ですら自らの名において税理士業務を行うことができない。(申告書等への署名押印、調査立会いができない。) ただし、共同代理又は復代理により税理士業務を行うことはできる。 予定している業務形態が実態として所属税理士であるならば、所属税理士として登録申請されたい。

Ⅱ 登録申請

1 税理士登録申請の手続

税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、日本税理士会連合会(以下「日税連」という)に備える税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければなりません(税理士法第18条)。

税理士登録を受けようとする者は、日税連所定の税理士登録申請書(以下「登録申請書」という)に必要事項を記入し、次表に掲げる書類を添付のうえ登録を受けようとする税理士事務所又は税理士法人の所属事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会(p42参照)を経由して、日税連に提出します。

2 税理士登録申請後の流れ (p25図参照)

(1) 副本の送付

登録申請書を受理した税理士会は、当該申請書の副本を住所地を管轄する税務署長、都道府県の長、市区町村の長に対して1通ずつ送付します。

(2) 税理士会における調査

登録申請書の正本を税理士会の支部等に回付し、支部等の登録調査員による登録調査(面接調査を含む)を行い(※)、登録調査員からの調査結果を踏まえ、税理士会の登録調査委員会にて登録調査を行い、登録の適当、不適当を判断したうえで、日税連に当該申請書を進達します。

※税理士会によっては、支部ではなく税理士会の登録調査委員会が直接面接等の調査を行います。

(3) 日税連における調査・審査

当該申請書の進達を受けた日税連は、登録調査部会で改めて調査を行い、その調査結果を登録審査会に付議し、登録審査会において登録の適否が決定されます。

3 旧姓使用について

婚姻、離婚、養子縁組又は離縁等(以下「婚姻等」という)の事由により戸籍上の氏に変更が生じた後も、日税連の承認を受けることにより、税理士の業務の遂行上、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を使用することができます。旧姓の使用を希望する者は、登録申請書と併せて、旧姓使用承認申請書を提出します。

4 税理士登録申請に係る必要書類

◆全申請者が提出を要する書類等

	書 類 等 名 称	必要部数
(1)	税理士登録申請書(第1号様式) p10	5通
(2)	登録免許税領収証書(6万円) p10	1通
(3)	登録手数料(5万円) p10	納付
(4)	写真 p10	3葉
(5)	戸籍抄本又は個人事項証明書 p11	1通

(6)	(世帯全員の)住民票の写し(コピーは不可) p 1 1	1 通
(7)	登記されていないことの証明書(東京法務局が発行したもの) p 1 1	1 通
(8)	身分(身元)証明書(本籍地の市区町村が発行したもの) p 1 1	1 通
(9)	資格を証する書類(原本との照合確認を受ける) p 1 2	p 1 2 参照
(10)	履歴書(第3号様式) p 1 2	1 通
(11)	誓約書(第4号様式) p 1 2	1 通
(12)	税理士会会長宛の誓約書 p 1 3	1 通
(13)	直近2年分の確定申告書のコピー(所得の内訳書を含む)又は住民税の(非)課税(所得)証明書(所得の種類が確認できるもの) p 1 3	1 式
(14)	はがき(日税連指定のもの) p 1 4	1 枚

◆試験合格者及び試験免除者が提出する書類(税理士法第3条が定める実務経験を証する書類)

必 須 書 類		
(15)	在職証明書(第2号様式) p 1 4	1 式
(16)	在職証明書に係る印鑑登録証明書 p 1 6	
(17)	源泉徴収票又は確定申告書のコピー p 1 6	1 式
場合により提出する書類		
(18)	税理士事務所(税理士法人)と会計法人の関係について p 1 7	1 通
(19)	職務概要説明書 p 1 7	必要数
(20)	勤務時間の積上げ計算書 p 1 7	必要数
(21)	大学院通学状況説明書 p 1 7	必要数

◆開業税理士となる場合及び登録と同時に新たに税理士法人を設立してその社員税理士となる場合に提出する書類

(22)	税理士(法人)事務所の設置に関する書類 p 1 8	1 式
------	---------------------------	-----

◆その他必要に応じて提出する書類

(23)	(勤務している又は勤務していた)会社の履歴事項全部証明書 p 2 1	必要数
(24)	無職期間の生活状況説明書 p 2 1	1 通
(25)	退職理由説明書 p 2 1	1 通
(26)	業務執行に関する誓約書 p 2 2	勤務先1社につき1通
(27)	退職同意書 p 2 2	必要数
(28)	旧姓使用承認申請書 p 2 2	1 通
(29)	税理士法人の社員資格証明申請書 p 2 2	1 通
(30)	社員税理士・所属税理士同意書 p 2 2	1 通
(31)	税理士法人の定款(案)の写し p 2 3	1 通
(32)	登録抹消した理由及び再登録する理由書 p 2 3	1 通

※この他にも登録調査の必要上、適宜の書類を提出していただく場合があります。

◆全申請者が提出を要する書類等

(1) 税理士登録申請書（第1号様式）⇒記載例 p 26～29

- ① 登録申請書の各欄は、黒色の万年筆又はボールペン（消せるボールペンは不可）で明瞭、正確に記載してください。
訂正箇所がない場合にも余白の所定の箇所に捨印を押印します。修正液等は使用しないでください。
- ② 5通とも同一の記載内容とすることとし、正本以外の4通についてはコピーでも差し支えありませんが、正本の原寸大で両面コピーとし、すべての文字が鮮明であることを条件とします。ただし、自署・押印については5通すべてに行います（注：正本を作成する際に氏名・押印欄を空白にしておき、裏面に領収証書を貼付する前の状態で両面コピーし、5通すべてに自署・押印及び捨印を行います）。
- ③ 税理士となる資格又は税理士法第24条に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき内容を記載せず、若しくは虚偽の記載をして登録申請書を提出し、その申請に基づき登録を受けた者であることが判明した時は、当該登録が取り消されることとなるのでご注意ください。

(2) 登録免許税領収証書（6万円）⇒記載例 p 30

登録免許税法の規定により、税理士の登録には登録免許税として6万円を納付しなければならないことから、国税収納機関（日本銀行、国税の収納を行う代理店、郵便局）で品川税務署あてにこれを納付し、領収証書を登録申請書の裏面に貼付し、二箇所に割印します。なお、登録免許税の電子納付は認められないので注意してください（電子納税の通知書のコピーは領収証書の原本とはみなされません）。

(3) 登録手数料（5万円）

- ① 税理士登録の申請をするにあたり、登録申請者は日本税理士会連合会会則に基づき、登録手数料として5万円を納付しなければなりません。
- ② 当該手数料は、登録申請書を提出する際に税理士会の指定する方法（税理士会受付時に現金、郵便振り込み等）で納付します。

(4) 写真

- ① 申請書提出日前3月以内に撮影されたものを添付します。
- ② 背景は無地とし、上着及びネクタイ（男性）着用、脱帽の正面向写真とします。
- ③ 大きさはおおむね縦2.8cm、横2.4cmとします。
- ④ 写りが不鮮明なものや顔の部分が小さい等本人確認が困難なもの、また、粗雑な現像のため短期間で変色するようなものについては差替えを求めることがあります。
- ⑤ 写真（3葉）の裏面に必ず氏名及び撮影年月日を記入してください。3葉のうち1葉は税理士証票に貼付します。

(5) 戸籍抄本又は個人事項証明書（外国籍の者は不要）

申請書提出日前3月以内に発行されたものを添付します。

(6) 住民票の写し

- ① 申請書提出日前3月以内に発行された世帯全員のを提出します。
- ② 住民票の写しとは、市区町村の役所(役場)から発行されたものそのものを指し、そのコピーという意味ではありません。
- ③ 外国籍の者でも住民票の写しは発行されますので、提出を要します。

(7) 登記されていないことの証明書（東京法務局が発行したもの）

- ① 当該証明書は、成年被後見人、被保佐人、被補助人として登記されていないことを証明するものです。当該証明書の発行申請書を記入するにあたっては、証明事項を「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」としないと不十分な内容の証明書になるので注意してください。
- ② 申請書提出日前3月以内に発行されたものを提出します。
- ③ 当該証明書の申請は、全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口で行います。

「登記されていないことの証明書」の詳しい案内については、東京法務局のホームページに掲載しているので、ご参照ください。

東京法務局ホームページ：<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/top.html>

登記されていないことの証明書の案内掲載ページ：http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

(東京法務局ホームページトップページから、リンクの「成年後見登記に関する登記事項証明書・登記されていないことの証明書について」をクリックしてアクセス) ※上記 URL は変更される場合があります

(8) 身分(身元)証明書(本籍地の市区町村が発行したもの)

- ① 当該証明書は、禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていないこと、後見の通知を受けていないこと、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていないことを証明するものです。当該証明書の発行申請書を記入するにあたっては、これらの項目すべてを証明事項としないと不十分な内容の身分証明書になるので注意してください。
- ② 申請書提出日前3月以内に発行されたものを提出します。
- ③ 外国籍の者は、以下の書類を提出します。
 - イ 勤務先の上司等第三者からの税理士としての適格性を保証する書面(現在、勤務中の場合)
 - ロ 大韓民国(韓国)籍の者は、大韓民国総領事館が発行する「大韓民国在外国民登録簿」又は在日本大韓国民団が発行する「在外国民登録完了身分証明書」若しくは「身分証明書」、朝鮮籍の者は、在日本朝鮮人総連合(朝鮮総連)が発行する同様の証明書を提出します。また、これらの証明書には日本語訳を添付

してください。

(9) 資格を証する書面(税理士会で原本確認を行いますので持参ください。※③,⑤除く)

	税理士となる資格	提出書類
①	税理士試験合格者	「税理士試験合格証書」(コピー)
	特別税理士試験合格者	「特別税理士試験合格証書」(コピー)
②	税理士試験免除者	「税理士試験免除決定通知書」(コピー)
③	弁護士	日本弁護士連合会が発行した弁護士名簿に登録されている旨の「証明書」(原本)
④	弁護士となる資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁判所が発行する司法修習生の修習を終えた旨の証明書(コピー) ・法務大臣が発行する弁護士資格認定通知書(コピー) ・最高裁判所が発行する最高裁判所の裁判官にあったことの証明書(コピー) <p style="text-align: right;">のいずれか1点</p>
⑤	公認会計士	日本公認会計士協会が発行した公認会計士名簿に登録されている旨の「登録証明書」(原本)
⑥	公認会計士となる資格を有する者	<p><公認会計士試験改正前の場合></p> <p>「公認会計士第3次試験合格証書」(コピー)</p>
		<p><公認会計士試験改正後の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公認会計士試験合格証書」(コピー) ・「実務補習修了証書」(コピー) ※ ・「財務局長名による業務補助等の報告書受理番号を記した通知」(コピー) <p style="text-align: right;">の3点</p> <p style="text-align: center;">※「修了考査合格証書」は不可</p>

(10) 履歴書(第3号様式) ⇒記載例 p 31

- ① 日税連所定の様式を用います。
- ② 「学歴」欄は、義務教育終了後の学歴を順に、入学及び卒業の年月日を記入し、昼夜の別を丸で囲みます。
- ③ 「職歴」欄は、上部に就職年月日、下部に退職年月日(現在勤務中の場合は「現在まで」)を記入します。
- ④ 「賞罰・免許・資格」欄は、必ず税理士となる資格について記入します。

(11) 誓約書(第4号様式)

- ① 税理士法第4条(欠格条項)及び第24条(登録拒否事由)に該当しないことを誓約するものです。
- ② 税金に未納がある者については、税理士法第24条第7号「税理士の信用又は

品位を害するおそれがある者」に該当する疑いが生じることから、税理士登録を申請する前に完納してください。

- ③ 再登録者申請者で、当時の税理士会への会費未納が残っている者についても同様に税理士法第24条第7号に該当する疑いが生じることから、税理士登録を申請する前に完納してください(会費の未納は、税理士法第39条違反となります)。
- ④ 日税連所定の様式を用います。

(12) 税理士会会長宛の誓約書

- ① 税理士法第42条(業務の制限)、第52条(税理士業務の制限)及び第53条(名称の使用制限)について遵守することを誓約するものです。
- ② 税理士会所定の様式を用います。

(13) 直近2年分の確定申告書のコピー又は住民税の(非)課税(所得)証明書(※)

- ① 非違行為の有無や租税回避的行為の有無等、適正な申告納税を行っているか確認するためのものです。
- ② 確定申告をしている場合は、確定申告書のコピー(第1表、第2表、分離申告している場合は第3表)及び収支内訳書又は青色決算書を提出します。住民税の(非)課税(所得)証明書は、確定申告していない場合にその代替として提出するものであり、確定申告書のコピーを提出する場合は、住民税の(非)課税(所得)証明書の提出は不要です。
- ③ 確定申告書のコピーに税務署の收受印がない場合は、市区町村が発行する(非)課税(所得)証明書又は税務署が発行する納税証明書(その2所得金額用)を併せて提出します。
- ④ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)により申告した場合は、申告書送信票とともに受信通知を提出します。
- ⑤ 確定申告する前の1月から3月中旬の間に登録申請する場合、提出する確定申告書のコピーは、2年前と3年前分のものとなります。確定申告した後に登録申請する場合、提出する確定申告書のコピーは、前年と前々年分のものとなります。
- ⑥ (非)課税(所得)証明書は、通常6月くらいから前年分のもの発行が可能となることから、その前に登録申請する場合、提出する(非)課税(所得)証明書は、2年前と3年前分のものとなります。6月以降に登録申請する場合、提出する(非)課税(所得)証明書は、前年と前々年分のものとなります。
- ⑦ 再登録申請の場合、登録抹消期間に非違行為を行っていないか確認するため、2年以上の確定申告書のコピー又は住民税の(非)課税(所得)証明書の提出を求めることがあります。

※1 通常、課税証明書と所得証明書は同じものを指しますが、自治体によっては証明書を区分し、発行する課税証明書に所得金額が記載されていない様式もあるので、その場合は、所得証明書等、所得の種類と所得の額が確認できる証明書の提出が必要です。

※2 給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収額の決定・変更通知書(納税義務者用)の写しは、給与収入以外の所得があっても反映されないため、(非)課税(所得)証明書の代替となるものではないの

ご注意ください。

(14) はがき

- ① 税理士名簿に登録された場合に登録年月日及び登録番号を通知するものです。
- ② 宛先には自宅の住所を記載します。
- ③ 切手の貼付は不要です。
- ④ 税理士会が配布する日税連所定のはがきを用います。

※税理士会によっては申請書受付時にお渡したものに記入提出いただきます。

◆試験合格者及び試験免除者が提出する書類(税理士法第3条が定める実務経験を証する書類)

(15) 在職証明書(第2号様式) ⇒記載例 p 32～33

- ① 税理士試験合格者及び試験免除者が税理士となる資格の要件である実務経験期間を充足していることを証明するものです。
- ② 勤務先の代表者からの証明書としてください。例えば税理士法人の従たる事務所での勤務であっても主たる事務所の代表者からの証明書とします。
- ③ 日税連所定の様式を用います(官公署から発行される職歴証明書を除きます)。
- ④ 税務官公署に在職した者については、税理士となる資格の如何にかかわらず、必ず在職証明書(又は職歴証明書)を提出してください。
- ⑤ 再登録申請の場合は原則として提出を要しないが、必要に応じて提出を求めることがあります。
- ⑥ 在職証明書のみで実務経験期間の充足の有無を判断することが難しい場合は、必要に応じて参考となる書類の提出を求めることがあります。
- ⑦ 税理士が主宰する会計法人に勤務して、そこでの勤務実績を実務経験とする場合は、たとえその税理士事務所(税理士法人を含む。この号において以下同じ)と雇用関係がなく、税理士事務所から給与の支払を受けていなかったとしても、税理士事務所からの在職証明書も必要です(会計法人の業務と税理士事務所の業務は密接に関係しており、たとえ税理士事務所との雇用関係がなかったとしても実態として税理士事務所の業務を一切行っていないということは考えにくいことであるため)。

在職証明書に関するQ & A

過去に勤務していた又は現在勤務している会社が倒産、廃業したため、在職証明書等が入手できない場合どうすればよいですか？

会社が倒産、廃業した当時の代表者、若しくは自らが勤務していた当時の代表者が証明者となり実務経験期間を証明することになるため、次の書類を提出します。

- ・ 在職証明書(印鑑は証明者の実印を用いる)
- ・ 印鑑登録証明書(在職証明書に押印したもの)

- ・源泉徴収票又は確定申告書のコピー
- ・勤務していた会社の閉鎖事項証明書

勤務していた会社が他の会社に吸収合併された場合、在職証明書等の提出はどのようにすればよいのですか？

合併後の存続会社が発行した在職証明書及び印鑑登録証明書を提出します。この場合、会社の吸収合併を確認するため、次の書類を併せて提出します。

- ・合併後の存続会社の履歴事項全部証明書

勤務している又は勤務していた会社が在職中あるいは退職後に名称変更もしくは所在地を移転した場合、在職証明書等の提出はどのようにすればよいのですか？

勤務している又は勤務していた会社の証明日現在の名称もしくは所在地での在職証明書を提出します。この場合、会社の名称あるいは所在地の変更を確認するため、次の書類を併せて提出します。

- ・勤務している又は勤務していた会社の履歴事項全部証明書

勤務していた税理士事務所の代表者が死亡した場合、又は所在不明の場合、在職証明書等の提出はどのようにすればよいのですか？

勤務していた当時に同勤していた者により実務経験期間を証明することとなり、次の書類を提出します。

- ・在職証明書(証明者は当時の同勤者、印鑑は同勤者の実印を用いる)
- ・印鑑登録証明書
- ・同勤者の社会保険加入記録照会票
- ・証明者と本来証明すべき者及び申請者との関係説明書
- ・本来証明すべき者が証明できない事情及び他の者が証明者となりうる事情説明書
- ・申請者の源泉徴収票又は確定申告書のコピー
- ・申請者の社会保険加入記録照会票

雇用された会社から他の会社への出向を命ぜられ、出向先の会社で税務又は会計に関する事務に従事している場合、在職証明書等の提出はどのようにすればよいのですか？

出向元及び出向先から発行された在職証明書及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

派遣会社から会社に派遣され、税務又は会計に関する事務に従事している場合、在職証明書等の提出はどのようにすればよいのですか？

派遣元及び派遣先から発行された在職証明書及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

勤務している税理士事務所が在職中に税理士法人成りした場合、在職証明書等の提出はどのようにすればよいのですか？

在職期間のうち税理士事務所であった期間は税理士が発行した在職証明書及び印鑑登録証明書を、税理士法人となつてからの期間は税理士法人が発行した在職証明書及び印鑑登録証明書を提出します。

税理士事務所(税理士法人)に勤務する傍ら、税理士が主宰する会計法人にも併行して勤務している場合、在職証明書等の提出はどのようにすればよいのですか？

税理士事務所及び会計法人から在職証明書等を提出するほか、次の書類が必要となります。

- ・税理士事務所(税理士法人)と会計法人の関係について
- ・税理士法人及び会計法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ・会計法人の株主名簿(出資者及び出資比率がわかるもの)

(16) 印鑑登録証明書(在職証明書の証明者のもの)

- ① 在職証明書の公証力を担保するためのものです。
- ② 申請書提出日前3月以内に発行された在職証明書に押印された印鑑の登録証明書を提出します。
- ③ 勤務先の事情により印鑑登録証明書の発行を受けることができない場合は、その代わりとして「印鑑登録証明書が発行できない旨の事情説明書(在職証明書の証明者が作成)」を提出します。
- ④ 再登録申請の場合は原則として提出を要しないが、必要に応じて提出を求めることがあります。
- ⑤ 税務官公署から発行される職歴証明書には、印鑑登録証明書の添付は不要です(公文書であり、これ以上の公証力の担保は不要であるため)。

(17) 源泉徴収票又は確定申告書のコピー

- ① 在職証明書の裏付けとして確認するためのものです。
- ② 在職証明書により証明した実務経験期間に係る源泉徴収票又は確定申告書のコピーを提出します。
- ③ 確定申告をしている場合は、確定申告書(第1表、第2表、分離申告している場合は第3表)及び収支内訳書又は青色決算書を提出します。
- ④ 確定申告書のコピーに税務署の收受印がない場合は、市区町村が発行する住民税の(非)課税(所得)証明書又は税務署が発行する納税証明書(その2所得金額用)を併せて提出します。
- ⑤ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)により申告した場合は、申告書送信票とともに受信通知を提出します。
- ⑥ 源泉徴収票に記載されている就職又は退職年月日と在職証明書に記載されている就職又は退職年月日に差異がある場合、若しくは年末調整の記載が漏れている場合は、再発行された源泉徴収票を提出します。

- ⑦ 現在の勤務先で実務経験を申請し、申請日現在の年度分を含めないと実務経験期間が満たされない場合は、源泉徴収簿の一人別台帳のコピー(余白に勤務先代表者の署名及び押印をしてもらうこと)を提出します。
- ⑧ 税務官公署から発行される職歴証明書には、源泉徴収票又は確定申告書のコピーの添付は原則不要です(公文書であり、これ以上の確認資料は通常の場合において不要であるため)。

(18) 税理士事務所(税理士法人)と会計法人の関係について

- ① 税理士事務所と税理士が主宰する会計法人に併行して勤務している場合、若しくは、勤務している税理士事務所に会計法人が併設してある場合、あるいは、勤務している会計法人に税理士事務所が併設してある場合に申請者の所属、給与の支払い状況等を確認するためのものです。
- ② 会計法人の代表者、目的等を確認するために添付書類として登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び株主名簿(代表者の署名・押印があるもの)の提出が必要となります。
- ③ 勤務先が税理士事務所ではなく、税理士法人である場合には「税理士法人と会計法人の関係について」(税理士会所定様式)を作成します。

(19) 職務概要説明書

- ① 申請者の実務経験の証明に関して、会計業務と他の業務を兼任または、他の会社に併行勤務している等の場合に実務経験期間を判断するために提出を求めるものです。
- ② 書式は自由であり、従事していた業務内容及び業務に占める経理業務の割合を詳細に記載し、勤務先の代表者から署名及び押印をもらいます。
- ③ 会社の組織図を併せて提出してください。

(20) 勤務時間の積上げ計算書⇒記載例 p 34～37

- ① パート、アルバイト、派遣労働等で従事しており、正規の雇用形態の者(正社員)と比べ勤務日又は勤務時間が少ない場合、若しくは、正社員であったとしても勤務時間を短縮していた場合などに勤務時間数が実務経験期間を充足するか確認するために提出を求めるものです。
- ② 税理士会が用意する書面もしくは指示する様式を用いて作成します(記載例で掲載している様式と異なる場合があります)。
- ③ 出勤日数等を確認するために添付書類としてタイムカードのコピー又は出勤簿のコピー(出退勤時刻が明示されている書類)若しくは給与支払台帳のコピー等(代表者の署名・押印があるもの)の提出が必要となります。

※ p 3の実務経験に関するQ&Aを参照してください。

(21) 大学院の通学状況説明書⇒記載例 p 38

- ① 実務経験として申請した会社等の勤務期間と併行して大学院に通学していた

場合、会社等の勤務日数、勤務時間等を確認するために提出を求めるものです。

- ② 税理士会が用意する書面もしくは指示する様式を用いて作成します(記載例で掲載している様式と異なる場合があります)。
- ③ 受講していた講義に印を付けたカリキュラム(時間割)及び成績証明書を添付します。

◆開業税理士となる場合及び登録と同時に新たに税理士法人を設立してその社員税理士となる場合に提出する書類

(22) 税理士(法人)事務所の設置に関する書類

開業税理士となる場合、及び登録と同時に新たに税理士法人を設立しその社員税理士となる場合(つまり未設立の税理士法人の社員税理士として登録申請する場合)に提出するものです。

税理士及び税理士法人は、事務所を設置する義務があり(税理士法第40条)、事務所の確保ができていないか確認するために提出を求めるものです。具体的には、次のとおりです。

建物の所有者	形態	提出書類
申請者	—	①(建物の)登記事項証明書 ②建物が居住用である場合、建物の管理責任者等(※)からの税理士事務所設置同意書 (※)例えばマンションの管理組合 ③税理士事務所設置に関する誓約書(管理組合等から同意を得られない場合) ④間取図
申請者を含む共有	—	①(建物の)登記事項証明書 ②共有している者(※)及び建物の管理責任者等からの税理士事務所設置同意書 (※)共有者が申請者と配偶者もしくは親子の関係である場合は、同意書不要 ③税理士事務所設置に関する誓約書(管理組合等から同意を得られない場合) ④間取図
上記以外	使用貸借	①(建物の)登記事項証明書(建物の所有者が申請者の親族の場合) ②所有者と賃借人との間の賃貸借契約書(コピー)(賃貸物件を賃借人から申請者が使用貸借する場合) ③使用貸借契約書(コピー)又は税理士事務所設置同意書(※) (※)複数の親族間で共有している場合、物件所有者のうち最低1名が同意すれば足りる。 ④間取図
	賃貸借	①賃貸借契約書(コピー) ②税理士事務所設置同意書(賃貸借契約に使用目的が事務所とある場合は不要) ③税理士事務所設置に関する誓約書(所有者もしくは管理組合等から同意を得られない場合) ④間取図

転 貸 借	①所有者と賃借人との賃貸借契約書(コピー) ②賃借人と申請者との転貸借契約書(コピー) ③税理士事務所設置同意書(所有者と賃借人の両名からのもの) ④税理士事務所設置に関する誓約書(所有者もしくは管理組合等から同意を得られない場合) ⑤間取図
-------------	---

- ※1 未登記の建物に事務所設置の場合は、登記事項証明書に代えて固定資産税の課税証明書の提出が必要となります。
- ※2 建築中の物件に事務所設置の場合は、建築確認申請書のコピー(建物の完成予定日が記載されているもの)の提出が必要となりますが、税理士(法人)には事務所を設置する義務があることから登録完了日までに建物の引渡証又は登録事項証明書を提出しなければなりません。
- ※3 税理士事務所を賃貸借する場合は、税理士登録した時点で税理士事務所が設置されていなければならないことから、事務所の賃貸借開始時期に注意してください。
- ※4 「建物の所有者」欄の「申請者」には、新たに設立する税理士法人の申請者以外の社員予定者を含みます。

他士業に登録している者の税理士事務所設置等に関する注意事項

資格	注意事項
弁護士	<p>①税理士(法人)事務所と弁護士(法人)事務所は同一場所とすること。 <small>弁護士法第20条第3項</small> 弁護士は、いかなる名義をもつてしても、2箇以上の法律事務所を設けることができない。但し、他の弁護士の法律事務所において執務することを妨げない。 「弁護士が税理士、弁理士、公認会計士等を兼業している場合でも、届出法律事務所と別の場所に税理士事務所、特許事務所、公認会計士事務所を設けることは、その設置が単独でなされるものであれ、他の有資格者と共同でなされるものであれ、さらに他の有資格者が設置した事務所に勤務する形態であれ、許されない。法律事務所が、これらの事務所をも兼ねる必要がある。」〔条解弁護士法〕</p> <p>②弁護士法人の社員と税理士法人の社員を兼ねる場合は、競業禁止規定(税理士法第48条の14)に抵触しないよう税理士法人の業務目的から税理士法第2条の2に規定する事務(補佐人としての事務)を外すこと。また、その弁護士法人が税理士法51条第3項に規定する国税局長への通知を行っている場合は競合禁止規定に抵触することになる。</p>
公認会計士	<p><開業している公認会計士の場合> 税理士(法人)事務所と(主たる)公認会計士事務所は原則として同一場所とすること。</p> <p><監査法人に勤務している公認会計士の場合></p> <p>①開業税理士となる場合は、原則として自宅に税理士事務所を設置すること。 ②社員税理士となる場合は、常駐する税理士法人の事務所と監査法人は原則として同一場所であること。</p>
司法書士 行政書士 社会保険労務士 等	<p>税理士事務所(勤務する税理士事務所又は税理士法人を含む)は、それぞれの士業事務所と同一場所とすること。</p>

その他税理士事務所設置等に関する注意事項

- ① 税理士事務所とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定することとなっています(税理士法基本通達40-1)。このことから税理士事務所は、当該所在地に税理士が相当期間継続して設置することが求められています。
- ② 税理士事務所は二以上設けてはならないとして税理士一人につき一税理士事務所に限られています。(税理士法第40条)
- ③ 税理士事務所を他の者と共用するスペースに設置しようとする場合には、パーティション等で区切る措置を行い、顧客の資料等が当該事務所の関係者以外の目に触

ることがないような環境と、他の税理士事務所と共有していない独立した電話回線等の確保が求められています。他の税理士と共用する場合も同様であり、また、複数の開業税理士が共同して税理士事務所を運営する、いわゆる合同事務所の形態はとれませんのでご注意ください。

- ④ 税理士事務所を自宅住所の遠隔地に設置しようとする場合には、なぜ遠隔地の事務所になるのか、二箇所事務所となることがないか(登録する税理士事務所以外で税理士業務を行うこと)、使用人等に対する監督義務が疎かになることがないか、税理士が実態として業務を行わず、非税理士が税理士の名を借りてニセ税理士行為を行うことにならないか等の観点から、どのような業務運営になるかを調査します。また、登録後においても適正な業務運営がなされているか継続して調査を行っていくことになります。
- ⑤ 税理士には守秘義務が課されており、税理士業務を遂行する上で、納税者の資産・負債の状況、取引内容のほか個人の財産状況、家族関係など細部に立ち入り、または他人に知られたいくない事項にまで接する機会も多くあります。このような税理士業務に関して知り得た秘密の内容について、税理士法はその秘密を守る義務を課し、税理士は正当な理由なくしてこれらの秘密を他に漏らしたり、窃用したりしてはならないと定められています。(税理士法第38条)

また、守秘義務は税理士等の使用人その他の従業員にも課せられています(税理士法第54条)

◆その他必要に応じて提出する書類

(23) 会社の履歴事項全部証明書

次の場合に必要となります。

- ① 申請者が会社の取締役、相談役、監査役など役員を行っている場合、又は税理士事務所と併行して会計法人に勤務している場合(同法人の業務内容(目的)を確認し、非違行為の有無を確認するため)
- ② 申請者が勤務していた会社が在職中あるいは退職後に吸収合併により消滅している場合(会社の吸収合併を確認するため。この場合、申請者が勤務していた会社を吸収合併した会社(存続会社)の履歴事項全部証明書を提出します。)
- ③ 在職証明書を発行する会社が申請者の在職中あるいは退職後に名称もしくは所在地を変更している場合(会社の名称もしくは所在地の変更を確認するため)

(24) 無職期間の生活状況説明書

- ① 職歴に長期の無職期間(原則として申請前3年以内に6月以上)がある場合、非違行為の有無を確認するために提出するものです。
- ② 無職であったことを確認するため、その期間の住民税の(非)課税(所得)証明書の提出を求めることがあります。

(25) 退職理由説明書

これまでの職歴において、短期間に退職(転職)を繰り返している場合、その理

由が税理士法第24条(登録拒否事由)第6号(心身の故障により税理士業務を行わせることが適正を欠くおそれがある者)もしくは第7号(税理士の信用又は品位に害するおそれがあり、その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者)に該当しないか確認するために提出を求めることがあります。

(26) 業務執行に関する誓約書

- ① 開業税理士又は社員税理士として登録し、かつ、他の会社等で勤務をする場合に勤務先で税理士業務を行わないこと、また、会社等で税理士業務を行わせないことを誓約するものです。なお、所属税理士は税理士事務所又は税理士法人で補助者として、その税理士の税理士事務所に勤務し、又はその税理士法人に所属しその業務に従事する者と規定されていることから(税理士法施行規則第8条)、当該誓約書の提出は不要です。
- ② 税理士会が用意する書面を用いて作成します。

(27) 退職同意書

- ① 現在勤務している会社等を税理士登録するのを契機に辞める場合、会社等から退職の承諾を得ていることを確認するためのものです。
- ② 税理士会が用意する書面を用いて作成します。

(28) 旧姓使用承認申請書

- ① 婚姻等の理由により氏が変わった者については、当該書面を提出することにより、婚姻等の前の氏を税理士業務等で使用することができます。
- ② 旧姓を使用することが承認された場合は、税理士の業務上使用する姓は、すべて旧姓となるので、熟慮のうえご申請ください。

(29) 税理士法人の社員資格証明申請書

- ① 税理士法人の社員税理士となるためには、税理士法人の社員としての登記が必要となり、法務局へ登記申請する際の添付書類である「税理士法人の社員資格証明書」の発行を申請するものです。
- ② 社員税理士となる場合には必ず提出します。
- ③ 登録手数料とは別に発行手数料として1通あたり1,200円が必要となります。

(30) 社員税理士・所属税理士同意書

- ① その税理士法人の代表者又は開業税理士が、申請者を社員もしくは所属税理士となることを同意していることを確認するためのものです。
- ② 税理士法人の従たる事務所に登録する場合においても当該税理士法人の主たる事務所の代表者からの同意書とします。
- ③ 税理士登録と同時に新たに税理士法人を設立し、その社員税理士となろうとする申請者及び開業税理士となる申請者は、提出は不要です。

- ④ 税理士会が用意する書面を用いて作成します。

(31) 税理士法人の定款(案)の写し

- ① 税理士登録と同時に新たに税理士法人を設立し、その社員税理士となろうとする場合、設立予定の税理士法人の内容を確認するために必要となるものです。
- ② 税理士登録と同時に新たに税理士法人を設立し、その社員税理士となろうとする申請者以外は、提出は不要です。

(32) 登録抹消した理由及び再登録する理由書(再登録申請者のみ)

- ① 登録抹消後の非税理士行為の有無を確認するために必要となるものです。
- ② 書式は自由ですが、登録抹消した理由、登録抹消後の動向、登録抹消時の顧問先の動向、再登録する理由は必ず記載してください。なお、登録調査の過程で必要に応じその他事項の説明書や確認資料等の提出を求めることがあります。

5 登録の決定

提出された登録申請書は、各税理士会での調査を経たのち、日税連に進達されます。その後日税連では、登録申請者が税理士となる資格を有し、かつ、登録拒否事由に該当しない者であると認めたときは、税理士名簿に登録するとともに、その氏名及び登録番号を官報をもって公告します。また、登録申請者には、税理士名簿に登録されたことを通知し、登録申請書を提出した税理士会を経由して税理士証票が交付されます。

なお、登録申請書を提出してから登録が決定されるまで、各税理士会における調査、税務署等における調査、日税連における審査を経ることから、おおむね2月～3月の期間を要します。

6 登録の拒否

次に掲げる事由のいずれかに該当する者は、税理士となる資格を有していても、税理士法第24条(登録拒否事由)の規定により、税理士の登録を受けることができません。

- (1) 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第5条に規定する鑑定評価等業務を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けている者

※平成18年1月1日から会計士補の資格が、また、平成18年2月1日から不動産鑑定士補の資格が廃止されていますが、同日以後も会計士補又は不動産鑑定士補である者に係る登録拒否事由については、従来どおり適用されます。

- (2) 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職その他財務省令で定める公職(※)を除く。)に就いている者

※国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の職であって法令等により税理士業務との兼業が制限されていない職をいいます。

- (3) 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免

れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があった日から2年を経過しないもの

(4) 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があった日から2年を経過しないもの

(5) 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があった日から2年を経過しないもの

(6) 心身に故障があり税理士業務を行わせることが適正を欠くおそれがある者

(7) 第4条第4号から第11号(※)に該当していた者が、規定年数を経過して登録申請をしたときに税理士業務を行わせることが適正を欠くおそれがある者

※p5、p6の4欠格条項(4)～(8)を指します。

(8) 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士として適格性を欠く者

7 登録申請中の注意点

登録申請書を提出してから登録が決定されるまでには、おおむね2月～3月の期間を要することは前述しましたが、この登録が決定されるまでの間は「税理士」ではないので下記のことにご注意ください。

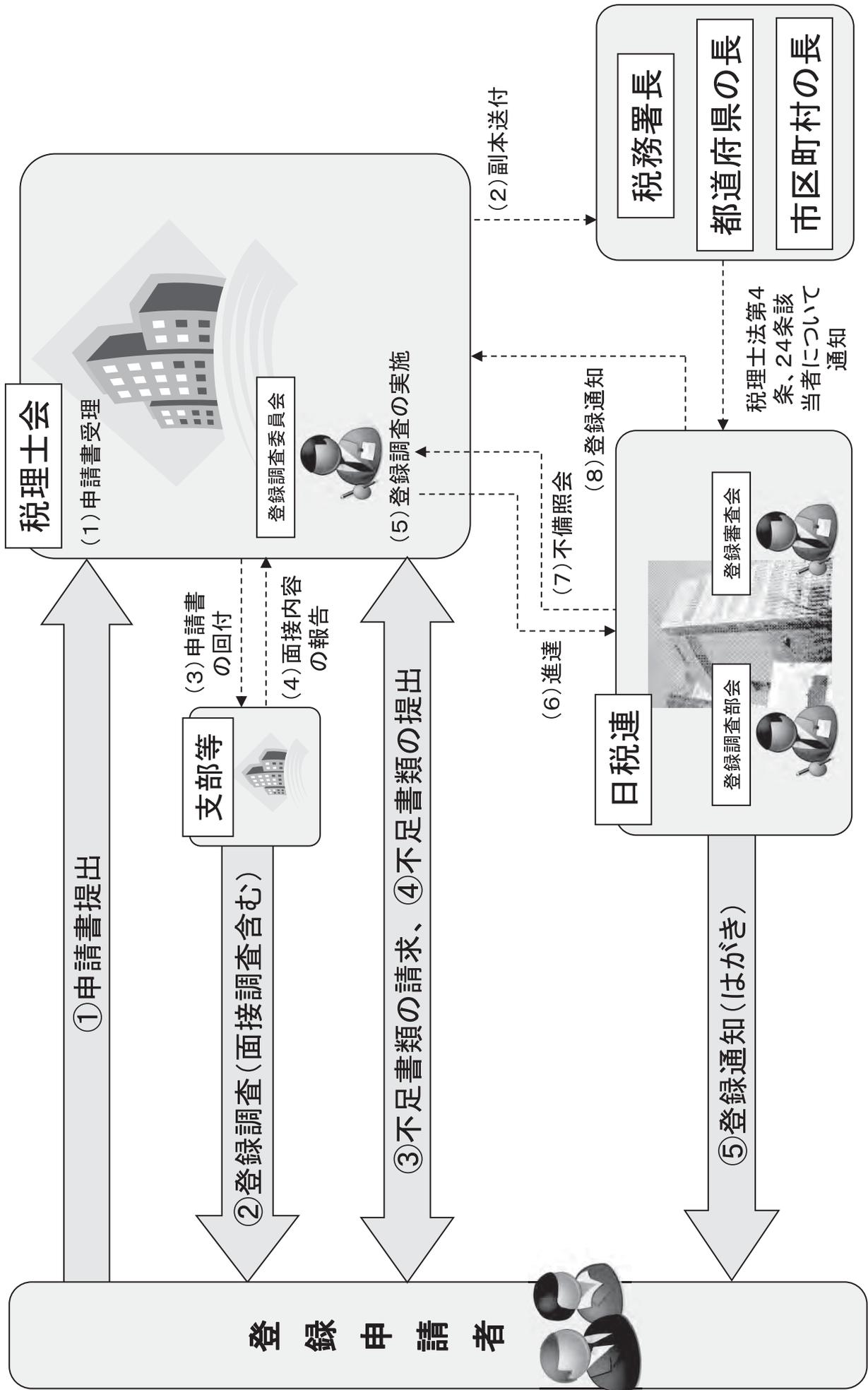
(1) 税理士業務、税理士業務の受託、又は予約を行わないこと。

(2) 名刺、あいさつ状等印刷物及びインターネットホームページ等に「税理士」の名称を使用しないこと。

(3) 税理士事務所予定地等に「税理士」の看板を掲げないこと。

(4) NTT電話帳(タウンページ等)への掲載は行わないこと。

これらの行為は、いずれも税理士法第52条(税理士業務の制限)及び第53条(名称の使用制限)違反となるので充分ご注意ください。



税理士登録申請書

申請日を記入する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本税理士会連合会 殿

氏名(自署) 日税 太郎

印 注1

税理士登録を下記により申請します。

記

1 氏名	にちぜい たろう		性別	男	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (〇〇歳) 平成
	日税 太郎			女	
2 本籍	千葉県船橋市海神〇丁目〇〇番		本籍は戸籍抄本又は個人事項証明書、住所は住民票に記載してあるとおりに記入する。		
3 住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市港南区港南〇丁目〇番〇号				
4 税理士事務所の予定	名称	日税太郎税理士事務所			
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇〇号室 TEL 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇			
5 税理士法人の社員	税理士法人の主たる事務所	名称	〒 TEL ()		
	税理士法人の従たる事務所	名称	〒 TEL ()		
6 税理士又は税理士法人の補助者として業務に従事する税理士	税理士事務所	名称	〒 TEL ()		
	税理士事務所	名称	〒 TEL ()		
	税理士法人の主たる事務所	名称	〒 TEL ()		
	税理士法人の従たる事務所	名称	〒 TEL ()		
7 最終卒業(修了)学校	昭和 平成 〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇大学経済学部経済学科		卒業修了	
8 税理士となる資格	昭和 平成 〇〇年〇〇月〇〇日	税理士試験合格 税理士試験免除 (第 〇〇〇〇号)			
	昭和 平成 年 月 日	弁護士	[公認会計士] (第 号)		
	昭和 平成 年 月 日	[公認会計士となる資格を有する者を含む。] (第 号)			

注2

注3

注4

注5

注6

注 1

- ・必ず自署すること。
- ・印鑑は、実印(※)又は認印（シャチハタは不可）のどちらを使用してもよいが、他の書類（履歴書、誓約書等）にも同じ印鑑を使用すること。
- ・(※)実印で押印した場合でも印鑑登録証明書の添付は不要です。

注 2

- ・氏名は戸籍に記載されている字画どおりに記入する。また、該当する性別、年号を丸で囲む。
- ・通称名は本名の隣に括弧書きで記入する。
- ・※なお、税理士名簿への登録事務はコンピュータで処理するため、戸籍の文字が正字でない場合は、税理士名簿、税理士証票等の表記が正字となりますので予めご了承ください。

注 3

- ・政令指定都市の場合は、道府県名は省略して記入する。
- ・住所については、本籍と同一であっても、「同上」又は「〃」の表記は用いない。
- ・丁目、番地をハイフン等で省略しない。

注 4

- ・自身の税理士区分にあわせて、4～6のいずれかに記入する。

<開業税理士となる場合>⇒4に記入。

- ・事務所の名称は、「(氏名)税理士事務所」又は「税理士(氏名)事務所」とすること。
- ・丁目、番地をハイフン等で省略せず、また、ビル名及び部屋番号等を正確に記入する。
- ・事務所所在地で〇〇税理士事務所内もしくは〇〇税理士法人内の表記は認められない。

<税理士法人の社員(社員税理士)となる場合>⇒5に記入。

- ・主たる事務所に常駐する社員となる場合は上段に、従たる事務所に常駐する社員となる場合は上段及び下段に記入する。

<税理士事務所又は税理士法人の補助者(所属税理士)となる場合>⇒6に記入。

- ・開業税理士の補助者となる場合は上段に、税理士法人(主たる事務所)の補助者となる場合は中段に、税理士法人(従たる事務所)の補助者となる場合は中段及び下段に記入する。

注 5

- ・最終卒業(修了)年月日と学校名を記入する。(中退の場合、その前に卒業した学校について記入する。)
- ・大学を卒業した者又は大学院を修了した者については、学部・専攻学科も記入する。
- ・この場合の「学校」とは、学校教育法第1条(※)に定める学校を指す。各種専門学校は記載しない。
- ・(※)学校教育法第1条：この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

注 6

- ・該当する資格の欄に、当該資格の取得年月日、合格証書等の番号を記入する。
- ・記載されている資格以外の者は、空欄に取得年月日、資格の種別等を記入する。
- ・税理士となる資格が弁護士又は公認会計士の場合、その登録年月日と登録番号を記入する。
- ・税理士となる資格が公認会計士の資格を有する者である場合、実務補習修了証書又は公認会計士第三次試験合格証書の年月日とその番号を記入する。
- ・税理士となる資格が弁護士となる資格を有する者の場合、弁護士の資格を有することの証書等の年月日と番号を記入する。

○ 一般会社等の場合

注7

	期 間	勤務先、その所在地	勤務先における地位、職務の内容
9 現在までの職歴	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	無職 大学受験予備校通学	
	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	A市役所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	市民税課
	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	無職 専門学校通学	
	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	株式会社B商事 〇県〇市〇町〇丁目〇番地	経理部 経理事務 (アルバイト)
	平成〇年〇月〇日 現 在	株式会社C製作所 〇県〇市〇町〇丁目〇番地	非常勤監査役
	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	D本E男税理士事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	税理士業務補助
	平成〇年〇月〇日 現 在	株式会社D本会計 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	会計業務
	平成〇年〇月〇日 現 在	D本税理士法人 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	税理士業務補助
	10 税理士法第4条各号の一及び第24条各号のいずれにも掲げる者に該当しないことの申出	該当しない	

注8

○ 税務官公署退職者の場合

「該当」の事実がない場合はその旨明記する。

	期 間	勤務先、その所在地	勤務先における地位、職務の内容	
9 現在までの職歴	昭和〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	東京国税局及び神田、浅草、蒲田の各税務署に勤務	主として法人税部門の事務に従事	
	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	日本橋税務署	法人課税第1部門 統括国税調査官	
	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	横浜中税務署	副署長	
	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	東京国税局課税第2部	資料調査第9課長	
	平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日	上野税務署	署長	
	平成〇年〇月〇日	辞職（退職） 現在無職		
	10 税理士法第4条各号の一及び第24条各号のいずれにも掲げる者に該当しないことの申出	該当しない		

注9

注 7

- ・訂正がない場合でも捨印を押印すること。修正液等は使用しないでください。

注 8

- ・現在までの職歴を年代順に期間、勤務先、その所在地、勤務先における地位及び職務内容を詳細かつ明瞭に記入する。
- ・給与又は役員報酬を受けている（受けていた）企業、団体等を全て記入する。
- ・無職期間がある場合は、その期間と理由を記入する。
- ・かつて税理士登録をしており、今般、再登録する者は、登録していた期間及び登録番号を記入する。
- ・他士業（弁護士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士等）の登録をしている者は、登録年月日、所在地等を記入する。
- ・税理士事務所の在職中に当該事務所が法人成りした場合は、税理士事務所と税理士法人の勤務の期間を分けて記入する。
- ・非正規雇用での勤務の場合、その旨を「勤務先の地位、職務の内容」欄に記入する。
- ・公務員等報酬のある公職に就いていた者は、退職年月日を明記する。
- ・記入は欄内に収め、用紙等を貼付しない。
- ・会計法人に勤務して、重複して税理士事務所（税理士法人含む）への勤務期間があれば記入する。
- ・履歴書と申請書の職歴は合致するように記入する。

注 9

- ・退職前5年間の職歴を職歴証明書どおりに記入し、それ以前の職歴については、適宜の期間帯に分け、勤務先、職務内容をまとめて記入する。

税理士登録申請書に使用した印鑑と同一のものを使用する。

履 歴 書

申請書提出日を記入する。

(税理士登録申請用)

平成 ○○年 ○○月 ○○日現在

ふりがな	にちぜい たらう	(男)・女	昭・平 ○○年 ○○月 ○○日生	満 ○○才
氏名	日税 太郎		住所 (連絡先) 横浜市港南区港南○丁目○番○号	
旧姓	改姓があった場合は旧姓を記入する。		Tel. ○○○ (○○○) ○○○○	

年月日	学 歴	昼間夜間の別	年月日	職 歴
平成 ○・○・○	○○高等学校 入学	(昼)・夜	平成○年○月○日 平成○年○月○日	無職 大学受験予備校通学
平成 ○・○・○	同 校 卒業	(昼)・夜	平成○年○月○日 平成○年○月○日	A市役所 市民税課
平成 ○・○・○	○○大学経済学部経済学科 入学	(昼)・夜	平成○年○月○日 平成○年○月○日	無職 専門学校通学
平成 ○・○・○	同 校 卒業	(昼)・夜	平成○年○月○日 平成○年○月○日	株式会社B 商事経理部 経理事務(アルバイト)
・		昼・夜	平成○年○月○日 現在	株式会社C 製作所 非常勤監査役
・		昼・夜	平成○年○月○日 平成○年○月○日	D本E男税理士事務所 税理士業務補助
・		昼・夜	平成○年○月○日 現在	株式会社D 本会計 会計業務
・		昼・夜	平成○年○月○日 現在	D本税理士法人 税理士業務補助
・		昼・夜	・	
・		昼・夜	・	
賞 罰 ・ 免 許 ・ 資 格				<ul style="list-style-type: none"> ・ 職歴は原則として勤務先、部署名、業務内容等を記入する ・ 勤務先所在地の記入は不要 ・ 無職期間も記入すること ・ 履歴書と申請書の職歴は合致するよう記入すること
平成 ○・○・○	日本商工会議所主催簿記検定1級合格	・	・	
平成 ○・○・○	税理士試験合格 (第○○○○号)	・	・	
・		・	・	
・		・	・	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格については登録番号、合格番号を記入する ・ 特に税理士となる資格は必ず記入する 				

その他参考事項	退職予定がある場合等に記入する	備 考 (税理士会が記入すること)
---------	-----------------	-------------------

一般企業からの在職証明書

在職証明書

証明日を記入する。

申請者氏名 **日税 太郎**

平成 ○○年 ○○月 ○○日

在職期間	所属・役職等	職務の内容(詳細に記入すること)	備考
平成○年 ○月 ○日から 平成○年 ○月 ○日まで	営業部・一般社員	法人営業	
平成○年 ○月 ○日から 平成○年 ○月 ○日まで	経理部・一般社員	日々処理、月次処理、年次処理、決算事務	非常勤務(パート・アルバイト等)の場合はその旨を記入。
平成○年 ○月 ○日から 年現在月 日まで	経理部・主任	同上	
年 月 日から 年 月 日まで	入社から退社までの職務を、所属・役職の別に、順を追って記入する。		
年 月 日から 年 月 日まで			

所在地又は住所

○県○市○町○丁目○番○号

商号又は名称

株式会社○○○

代表者の署名もしくは記名とし、法人の代表者印を押印する。

代表者
(証明者)

○○ ○○

印

在職証明書副票

証明者の名称又は氏名	株式会社○○○ ○○ ○○		補正記入 (証明者においては記入しないこと)	
業種	製造業			
資本金 (会社の場合)	○○○○○○ 円			
従業員数	○○○ 人			
青色申告をしているかどうか	○している・していない			
登録申請者は青色事業専従者控除を受けているかどうか (個人業主の場合)	受けている・受けていない			
源泉徴収簿作成の有無	○有・無	出勤簿作成の有無		○有・無
その他参考事項				

- (注) 1 この副票は、在職証明書の証明日の現況により記載すること。ただし、申請者がすでに退職し、その事業所等存在していない場合(例えば、開業税理士事務所が申請者の退職後に税理士法人になった場合等)は、申請者の退職時の現況により記載すること。
- 2 補正記入の欄は、登録調査員又は事務局の担当者が、その調査の結果に基づき必要があると認められた場合に記載すること。

税理士事務所（税理士法人）
からの在職証明書

在 職 証 明 書

証明日を記入する。

申請者氏名 日税 太郎

平成 ○○年 ○○月 ○○日

在 職 期 間	所属・役職等	職務の内容(詳細に記入すること)	備 考
平成○年 ○月 ○日から 平成○年 ○月 ○日まで	職員	税理士業務補助	アルバイト
平成○年 ○月 ○日から 年現在 月 日まで	職員	税理士業務補助	非常勤務（パート・アルバイト等）の場合はその旨を記入。
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			

所在地又は住所

○県○市○町○丁目○番○号

商号又は名称

税理士法人○○○

代表者の署名もしくは記名とし、税理士法人の代表者印（開業税理士の場合は、代表者個人の実印）を押印する。

代 表 者
(証 明 者)

○○ ○○ ㊞

在職証明書副票

証明者の名称又は氏名	○○ ○○	補 正 記 入 (証明者においては記入しないこと)		
業 種	税理士業			
資 本 金 (会社の場合)	○○○○○○○ 円			
従 業 員 数	○○○ 人			
青色申告をしているかどうか	している・していない			
登録申請者は青色事業専従者控除を受けているかどうか (個人業主の場合)	受けている・受けていない			
源泉徴収簿作成の有無	有・無		出勤簿作成の有無	有・無
そ の 他 参 考 事 項				

- (注) 1 この副票は、在職証明書の証明日の現況により記載すること。ただし、申請者がすでに退職し、その事業所等存在していない場合（例えば、開業税理士事務所が申請者の退職後に税理士法人になった場合等）は、申請者の退職時の現状により記載すること。
- 2 補正記入の欄は、登録調査員又は事務局の担当者が、その調査の結果に基づき必要があると認められた場合に記載すること。

実務経験に関する積み上げ計算書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者氏名 日税 太郎 (印)

申請書に使用したものと同一の印鑑を押印する。

I 勤務状況について

(1) 勤務先名称

(株式会社B商事) (常勤 ・ 非常勤)

アルバイトやパート等の場合は、「非常勤」に○をつける。

(2) 勤務期間

(終期) 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
— (始期) 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
〇〇年 〇〇か月

(3) 当該期間における勤務日 (丸で囲む)

1年目	月	火	水	木	金	土	日	(週 5 日勤務)
2年目	月	火	水	木	金	土	日	(週 4 日勤務)
3年目	月	火	水	木	金	土	日	(週 日勤務)
4年目	月	火	水	木	金	土	日	(週 日勤務)

(4) 当該勤務日における勤務時間 6 時間

II 勤務時間数表

別紙に記載

III 職務内容について

当該勤務のうち租税又は会計に関する事務に従事した割合

租税又は会計に関する事務 : その他の事務 = 9 : 1

実務経験に該当する業務とそれ以外の業務割合を記入する。

IV 勤務時間数について

総勤務時間数 (2395 時間) × 従事割合 (90 %) = 2155 時間

総勤務時間に実務経験に従事した割合をかけ、実務時間を算出する。

上記のとおり相違ない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

代表者の署名もしくは記名とし、法人の代表者印 (個人事務所の場合は、代表者個人の実印) を押印する。

所在地又は住所 〇県〇市〇町〇丁目〇番地

商号又は名称 株式会社B商事

代表者 (証明者) 〇〇 〇〇 (印)

Ⅱ 勤務時間数表

株式会社B商事

勤務月ごとに、勤務日数・勤務時間を記入する。

暦上の月であり、給与支給月でないことに留意する。

平成〇〇年	日数	時間	平成〇〇年	日数	時間	年	日数	時間
1月	19	95	1月	18	108	1月		
2月	19	95	2月	20	120	2月		
3月	21	105	3月	20	120	3月		
4月	20	120	4月	17	102	4月		
5月	21	126	5月	15	90	5月		
6月	21	126	6月	17	102	6月		
7月	21	126	7月	18	108	7月		
8月	18	108	8月	12	72	8月		
9月	18	108	9月	16	96	9月		
10月	22	132	10月	17	102	10月		
11月	21	126	11月			11月		
12月	18	108	12月			12月		
①合計		1375	②合計		1020	③合計		

勤務年ごとの総勤務時間を記入する。

年	日数	時間	年	日数	時間	年	日数	時間
1月			1月			1月		
2月			2月			2月		
3月			3月			3月		
4月			4月			4月		
5月			5月			5月		
6月			6月			6月		
7月			7月			7月		
8月			8月			8月		
9月			9月			9月		
10月			10月			10月		
11月			11月			11月		
12月			12月			12月		
④合計			⑤合計			⑥合計		

実務経験に関する積み上げ計算書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者氏名 日税 太郎 (印)

申請書に使用したものと同一の印鑑を押印する。

I 勤務状況について

(1) 勤務先名称

(D本E男税理士事務所) (常勤 ・ 非常勤)

アルバイトやパート等の場合は、「非常勤」に○をつける。

(2) 勤務期間

(終期) 年 現在 月 日
— (始期) 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
〇〇年 〇〇か月

(3) 当該期間における勤務日 (丸で囲む)

1年目	月	火	水	木	金	土	日	(週 5 日勤務)
2年目	月	火	水	木	金	土	日	(週 5 日勤務)
3年目	月	火	水	木	金	土	日	(週 日勤務)
4年目	月	火	水	木	金	土	日	(週 日勤務)

(4) 当該勤務日における勤務時間

5 時間

II 勤務時間数表

別紙に記載

III 職務内容について

当該勤務のうち租税又は会計に関する事務に従事した割合

租税又は会計に関する事務 : その他の事務 = 10 : 0

実務経験に該当する業務とそれ以外の業務割合を記入する。

IV 勤務時間数について

総勤務時間数 (1632 時間) × 従事割合 (100 %) = 1632 時間

総勤務時間に実務経験に従事した割合をかけ、実務時間を算出する。

上記のとおり相違ない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

代表者の署名もしくは記名とし、法人の代表者印 (個人事務所の場合は、代表者個人の実印) を押印する。

所在地又は住所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 D本E男税理士事務所

代表者 (証明者) 〇〇 〇〇 (印)

Ⅱ 勤務時間数表

勤務月ごとに、勤務日数・勤務時間を記入する。

D本E男税理士事務所

暦上の月であり、給与支給月でないことに留意する。

平成〇〇年	日数	時間	平成〇〇年	日数	時間	平成〇〇年	日数	時間
1月			1月	19	95	1月	17	85
2月			2月	19	95	2月	19	95
3月			3月	21	105	3月	22	110
4月			4月	21	105	4月		
5月			5月	17	85	5月		
6月			6月	22	110	6月		
7月			7月	22	110	7月		
8月			8月	16	80	8月		
9月			9月	19	95	9月		
10月			10月	21	105	10月		
11月	18	90	11月	18	90	11月		
12月	19	95	12月	17	82	12月		
①合計		185	②合計		1157	③合計		290

勤務年ごとの総勤務時間を記入する。

年	日数	時間	年	日数	時間	年	日数	時間
1月			1月			1月		
2月			2月			2月		
3月			3月			3月		
4月			4月			4月		
5月			5月			5月		
6月			6月			6月		
7月			7月			7月		
8月			8月			8月		
9月			9月			9月		
10月			10月			10月		
11月			11月			11月		
12月			12月			12月		
④合計			⑤合計			⑥合計		

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大学院通学状況説明書

〇〇税理士会会長殿

住 所 横浜市港南区港南〇丁目〇番〇号

税理士登録申請書に使用した印鑑と同一のものを使用する。

氏 名 日税 太郎 ①

D 本 E 男税理士事務所 への勤務期間内における大学院通学については、下記のとおりです。

大学院名	〇〇大学大学院法学研究科	課程・専攻等	〇〇法専攻修士課程
大学院所在地	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番		
時間割等	出勤日と通学日の重複・・・ (有) 無		
	火 曜日 17:00 ~ 18:30	〇〇法	
	金 曜日 13:00 ~ 14:30	〇〇法	
	金 曜日 15:00 ~ 16:30	〇〇法	
	曜日 : ~ :		
	曜日 : ~ :		
履修状況	別添のカリキュラム、単位取得表、成績表のとおりです。		
勤務先からの通学時間	0 時間 15 分 (利用交通機関 JR)		
自宅・大学院間の移動手段と所要時間	バスとJR利用で1時間		
その他参考事項	在職証明書に押印したものと同一の印鑑で押印する。		

時間割等欄に記入した履修状況を確認するため、大学が作成している講義のカリキュラム資料の写しと成績証明書等を添付する。

代表者記入欄

平成〇〇年〇〇月〇〇日

記載内容に相違ありません。

署名押印 D 本 E 男 ①

Ⅲ 登録・開業

1 税理士会への入会

税理士会は、税理士及び税理士法人の自治的団体として、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会の支部及び会員に対し指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として設立されています。

登録申請者は、税理士登録を受けた時に、登録申請書を提出した税理士会の会員となります(登録即入会制、法第49条の6第1項)。

また、税理士会は、原則として一の税務署の管轄区域ごとに支部を設けなければならないこととされており、税理士登録を受けると、税理士会の会員になると同時に支部に所属することとなります。

現在、全国に15の税理士会(「税理士会一覧表」p42参照)があり、日本税理士会連合会は、この15の税理士会の連合体です。

2 税理士事務所

税理士(税理士法人の社員及び所属税理士を除く。)及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければなりません。このうち、開業税理士が設ける事務所を「税理士事務所」と称します。

税理士事務所とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無などの客観的な事実によって判定することになります。

また、税理士事務所は1人1事務所に限定されていますが、その理由は、①税理士の業務活動の本拠を1箇所に限定することが法律関係を明確にするうえにおいて適切であること、②個人の監督能力を超えて業務範囲を拡大することを税理士事務所の面から規制し、これにより税理士以外の者が税理士業務を営むことを防止することにあります。

3 開業後の注意事項

(1) 税理士として遵守すべき事項

開業後の業務については次のようなことに配慮し、適切な運営を図る必要があります。

①使命及び職責の遂行

税理士の使命(税理士法第1条)の重要性を認識し、その職責を遂行するた

め、高潔な人格の陶冶と円満な常識の涵養に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通すること。

②会則等の遵守

税理士に関する法令、日税連会則、税理士会の会則・規則及び細則を誠実に守ること。税理士は帳簿作成、研修受講及び税務支援の従事の義務があります。

③不正な税務代理等の禁止

故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしないこと。

④脱税相談等の禁止

不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に還付を受けることについて、指示をしたり相談に応じたりしないこと。

⑤名義貸しの禁止

いかなる場合においても、他の者に、自己の名義を利用させたり、又は利用するおそれのあるような便宜を与えたりしないこと。

⑥非税理士との関連排除

直接間接又は有償無償を問わず、法第52条に違反する者又はその疑いがある者と次の関係を結ばないこと。

ア 税理士事務所を共同使用し又は賃貸借すること。

イ 業務上の斡旋を受け又は紹介すること。

ウ 実質上の使用人となり又は雇用すること。

エ 業務を代理し、又は業務に関与すること。

オ 業務上の便宜を与えること。

⑦業務侵害禁止

直接であると間接であるとを問わず、他の税理士又は税理士法人の業務を不当又は不正な方法によって侵害するような行為をしないこと。

⑧使用人等の監督

事務所管理に万全を期す必要があり、使用人その他の従業員が税理士に関する法令又は税理士会の会則、規則等に違反する行為を行わないよう監督するとともに、その職務遂行に欠けることのないよう必要な注意をすること。

⑨帳簿作成の義務

委嘱された税理士業務に関し、帳簿（日税連が定める標準様式に準拠して各税理士会で定める。）を作成し、記載すること。

(2) 変更登録の手続

税理士名簿の登録事項に変更が生じた場合には、所属税理士会を經由して、遅滞なく「変更登録申請書」を提出しなければなりません。

なお、税理士事務所の変更については、「変更登録申請に関する届出書」も併せて提出します。

また、所属税理士会の変更を伴う税理士事務所の移転等をする場合は、「変更登

録申請書」及び「変更登録申請に関する届出書」を変更前の所属税理士会に提出すると同時に変更前の税理士会へ退会届を、変更後の税理士会に入会届を提出する等の手続きを行わなければなりません。

(3) 税理士証票の取扱い

税理士が、税務代理をする場合において、税務官公署の職員と面接するときには、税理士証票を提示しなければならないので、大切に取扱い、亡失、損壊しないよう特に注意する必要があります。万が一、税理士証票を亡失又は損壊した場合には、遅滞なく税理士証票亡失・損壊届出書を所属する税理士会に提出し、税理士証票の再交付を受ける必要があります。また、税理士登録を抹消する際には、税理士証票は日税連に返還しなければなりません。

なお、亡失・損壊や変更登録による新しい税理士証票の交付がなく、10年を経過した場合は、税理士証票の定期交換申請を行わなければなりません。

(4) 公職への就退任

税理士が報酬のある公職（国会、裁判所、国の行政機関、都道府県及び市町村等のすべての職をいう。ただし、国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の職であって法令等により税理士業務との兼業が制限されていない職を除く。）に就任した場合は、その職にある期間は税理士業務を行えません。この場合、税理士証票を日税連に返還する必要があり、公職に就任した旨の記載事項変更届出書とともに所属する税理士会に提出しなければなりません。

公職を退任し、税理士業務を再開する場合には、公職を退任した旨の記載事項変更届出書及び税理士証票再交付申請書を税理士会に提出し、税理士証票の再交付を受けなければなりません。

(5) 業務の制限

国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となった者は、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件については税理士業務を行ってはなりません。

(6) 登録抹消の手続

登録抹消事由（法第26条第1項）に該当することとなったときは、所属税理士会を経由して遅滞なく、日税連に登録抹消届出書及び税理士証票を提出しなければなりません。この場合、所属税理士会の退会手続も同時に行うこととなります。また、欠格条項（法第4条第2号から第10号）に該当することとなったときは、その時点で税理士の資格を喪失することになるので、速やかに登録抹消の手続をとらなければなりません。

全国税理士会一覧表

会名	郵便番号	所在地	電話番号	会費(年)	区	域
日本税理士会連合会 http://www.nichizeiren.or.jp	141-0032	東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階	03-5435-0931			
東京税理士会 http://www.tokyozeirishikai.or.jp	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6	03-3356-4461	75,000円		東京都
東京地方税理士会 http://www.tochizei.or.jp	220-0022	横浜市内西区花咲町4-106 税理士会館7階	045-243-0511	84,000円		神奈川県、山梨県
千葉県税理士会 http://www.chibazei.or.jp	260-0024	千葉市中央区中央港1-16-12 千葉県税理士会館3階	043-243-1201	84,000円		千葉県
関東信越税理士会 http://www.kzei.or.jp	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階	048-643-1661	75,600円		茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、新潟県
近畿税理士会 http://www.kinzei.or.jp	540-0012	大阪市中央区谷町1-5-4	06-6941-6886	82,800円		大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
北海道税理士会 http://www.do-zeirishikai.or.jp	064-0823	札幌市中央区北三条西20	011-621-7101	95,000円		北海道
東北税理士会 http://www.tohokuzeirishikai.or.jp	984-0051	仙台市若林区新寺1-7-41	022-293-0503	88,000円		宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
名古屋税理士会 http://www.meizei.or.jp	464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階	052-752-7711	72,000円		愛知県のうち名古屋市長久手市、愛知郡、西春日井郡及び知多郡並びに岐阜県清須市、北名古屋市長久手市、愛知郡、西春日井郡及び知多郡並びに岐阜県
東海税理士会 http://www.tokaizei.or.jp	450-0003	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階	052-581-7508	69,600円		愛知県(名古屋税理士会に係る区域を除く。)、静岡県、三重県
北陸税理士会 http://www.hokurikuzei.or.jp	920-0022	金沢市北安江3-4-6	076-223-1841	96,000円		石川県、福井県、富山県
中国税理士会 http://www.chuizei.or.jp	730-0036	広島市中区袋町4-15	082-246-0088	82,800円		広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県
四国税理士会 http://www.shikoku-zei.or.jp	760-0017	高松市番町2-7-12	087-823-2515	72,000円		香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州北部税理士会 http://www.kyuhokuzei.or.jp	812-0016	福岡市博多区博多駅南1-13-21	092-473-8761	72,000円		福岡県、佐賀県、長崎県
南九州税理士会 http://www.mikzei.or.jp	862-0971	熊本市大江5-17-5	096-372-1151	84,000円		熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県
沖縄税理士会 http://www.okizei.or.jp	901-0152	那覇市字小緑1831-1 沖縄産業支援センタービル7階	098-859-6225	93,000円		沖縄県

(注)各税理士会の入会金は、一律40,000円である。

〈資料〉

- [1] 税理士法（抄）
- [2] 日本税理士会連合会会則（抄）
- [3] 税理士会綱紀規則（準則）
- [4] 個人情報保護に関する方針

- [1] 税理士法（抄）（昭和26年6月15日法律第237号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 税理士試験（第5条—第17条）
- 第3章 登録（第18条—第29条）
- 第4章 税理士の権利及び義務（第30条—第43条）
- 第5章 税理士の責任（第44条—第48条）
- 第5章の2 税理士法人（第48条の2—第48条の21）
- 第6章 税理士会及び日本税理士会連合会（第49条—第49条の21）
- 第7章 雑則（第50条—第57条）
- 第8章 罰則（第58条—第65条）

第1章 総則

（税理士の使命）

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（税理士の業務）

第2条 税理士は、税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の3第4項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第49条の2第2項第10号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和28年法律第6号）第2章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること。（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
 - 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
 - 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）
- 2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第48条の2に規定する税理士法人をいう。次章、第4章及び第5章において同じ。）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

第2条の2 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

(税理士の資格)

第3条 次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第1号又は第2号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して2年以上あることを必要とする。

- 一 税理士試験に合格した者
- 二 第6条に定める試験科目の全部について、第7条又は第8条の規定により税理士試験を免除された者
- 三 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)
- 四 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)
- 2 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第1項の規定により同法第2条に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、公認会計士とみなす。
- 3 第1項第4号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。(平成29年4月1日から)

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しないもの
- 五 国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取締法(明治33年法律第67号)(地方税法において準用する場合を含む。)若しくは関税法(昭和29年法律第61号)(とん税法(昭和32年法律第37号)及び特別とん税法(昭和32年法律第38号)において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(料料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの
- 六 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しないもの
- 七 懲戒処分により税理士業務を行うことを禁止された者で、当該処分を受けた日から3年を経過しないもの
- 八 国家公務員法(昭和22年法律第120号)、国会職員法(昭和22年法律第85号)又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から3年を経過しない者
- 九 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第14条第1項第3号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第5条の2第2項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。))の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第15条第1項第3号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。)を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの
- 十 弁護士法(昭和24年法律第205号)若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和61年法律第66号)、公認会計士法、弁理士法(平成12年法律第49号)、司法書士法(昭和25年法律第197号)、行政書士法(昭和26年法律第4号)、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消除の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から3年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)
- 十一 税理士の登録を拒否された者のうち第22条第4項の規定に該当する者又は第25条第1項第1号の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの

第2章 税理士試験

(受験資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

- 一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して2年以上になる者
 - イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。第24条、第36条、第41条の3及び第46条を除き、以下同じ。)若しくは地方税に関する事務
 - ロ 行政機関における政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政

事務

- ハ 銀行、信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第3条又は第53条第1項の免許を受けた者をいう。）、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務
 - ニ 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの
 - ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務
 - ヘ 弁理士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第91条第2項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの
- 三 司法試験に合格した者
- 四 公認会計士法第8条第1項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に合格した者又は当該試験を免除された者（当該試験の試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）
- 五 国税審議会が法律学又は経済学に関し前3号に掲げる者と同等以上の学力を有するものと認定した者
- 2 前項第1号に掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が2年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。
- 3 前2項の規定の適用については、第1項第1号に掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として国税審議会の認定を受けた事務又は業務は、同号に掲げる事務又は業務とみなす。
- 4 第1項第5号及び前項に規定する国税審議会の認定の手続については、財務省令で定める。

（試験の目的及び試験科目）

- 第6条 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に定める科目について行う。
- 一 次に掲げる科目（イからホまでに掲げる科目にあつては、国税通則法その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。）のうち受験者の選択する3科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか1科目は、必ず選択しなければならないものとする。
- イ 所得税法
 - ロ 法人税法
 - ハ 相続税法
 - ニ 消費税法又は酒税法のいずれか1科目
 - ホ 国税徴収法
 - ヘ 地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分又は地方税法のうち事業税に関する部分のいずれか1科目
 - ト 地方税法のうち固定資産税に関する部分
- 二 会計学のうち簿記論及び財務諸表論の2科目（以下「会計学に属する科目」という。）

（試験科目の一部の免除等）

- 第7条 税理士試験において試験科目のうち一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。
- 2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第1項第1号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第104条に規定する学位をいう。次項及び次条第1項において同じ。）又は同法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか1科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうち当該1科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。
- 3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第1項第2号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか1科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうち当該1科目以外の会計学に属する科目について、第1項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。
- 4 税理士試験の試験科目であつた科目のうち試験科目でなくなつたものについて第1項に規定する成績を得た者については、当該科目は、前条第1号に掲げられている試験科目とみなす。
- 5 第2項及び第3項に規定する国税審議会の認定の手続については、財務省令で定める。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

- 一 大学等（学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第104条第4項第2号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。）において税法に属する科目等の教授、准教授又は講師の職にあつた期間が通算して3年以

上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する科目

- 二 大学等において会計学に属する科目等の教授、准教授又は講師の職にあつた期間が通算して3年以上になる者及び会計学に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、会計学に属する科目
 - 三 公認会計士法第3条に規定する公認会計士試験に合格した者又は同法第10条第2項の規定により公認会計士試験の論文式による試験において会計学の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、会計学に属する科目
 - 四 官公署における事務のうち所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税若しくは酒税の賦課又はこれらの国税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して10年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの
 - 五 官公署における国税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務に従事した期間が通算して15年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの
 - 六 官公署における事務のうち道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、事業税若しくは固定資産税の賦課又はこれらの地方税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して10年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの
 - 七 官公署における地方税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務に従事した期間が通算して15年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの
 - 八 第6号に規定する事務に従事した期間が通算して15年以上になる者については、税法に属する科目
 - 九 第7号に規定する事務に従事した期間が通算して20年以上になる者については、税法に属する科目
 - 十 次に掲げる者で、官公署における国税若しくは地方税に関する事務を管理し、若しくは監督することを職務とする職又は国税若しくは地方税に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として財務省令で定めるものに在職した期間が通算して5年以上になるもののうち、国税審議会の指定した研修（財務省令で定める要件を満たす研修のうち、国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第1項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものと認めて指定したものをいう。）を修了した者については、会計学に属する科目
 - イ 第4号から第6号までに規定する事務に従事した期間が通算して23年以上になる者
 - ロ 第7号に規定する事務に従事した期間が通算して28年以上になる者
 - ハ イに規定する期間を通算した年数の23分の28に相当する年数とロに規定する期間を通算した年数とを合計した年数が28年以上になる者
- 2 前項第1号又は第4号から第9号までに規定する職又は事務のうち、試験の免除科目を同じくする職又は事務の二以上に従事した者に対しては、それぞれ当該職又は事務についてこれらの号に規定する年数を10年とする割合により年数を換算してこれらの職又は事務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が10年以上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第1号又は第8号若しくは第9号に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間を税法に属する科目のうち国税に関するもの又は地方税に関するもののいずれかを免除する他の事務に従事した期間に通算することができるものとする。

（受験手数料等）

- 第9条 税理士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。
- 2 第7条第2項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の認定手数料を納付しなければならない。
 - 3 第1項の規定により納付した受験手数料は、税理士試験を受けなかつた場合においても還付しない。

（合格の取消し等）

- 第10条 国税審議会は、不正の手段によつて税理士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。
- 2 国税審議会は、第7条第2項若しくは第3項の規定による認定又は第8条第1項各号の規定による免除を決定した後、当該認定又は免除を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けた者であることが判明したときは、その認定又は免除を取り消すことができる。
 - 3 国税審議会は、第1項の規定による処分を受けた者に対し、情状により3年以内の期間を定めて税理士試験を受けることができないものとすることができる。

（合格証書等）

- 第11条 税理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。
- 2 試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者には、その基準以上の成績を得た科目を通知する。

（試験の執行）

- 第12条 税理士試験は、国税審議会が行う。
- 2 税理士試験は、毎年1回以上行う。

(試験の細目)

第13条 この法律に定めるもののほか、税理士試験（第8条第1項第10号の規定による指定を含む。）の執行に関する細目については、財務省令で定める。

第14条から第17条まで 削除

第3章 登録

(登録)

第18条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

(税理士名簿)

第19条 税理士名簿は、日本税理士会連合会に備える。

2 税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行う。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第1項の税理士名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第41条及び第48条の10において同じ。）をもって調製することができる。

(変更登録)

第20条 税理士は、第18条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第21条 第18条の規定による登録を受けようとする者は、同条に規定する事項その他の財務省令で定める事項を記載した登録申請書を、第3条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付の上、財務省令で定める税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本3通を添付するものとし、同項の税理士会は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本1通ずつを当該申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所を管轄する市町村（特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県の長に送付するものとする。

(登録に関する決定)

第22条 日本税理士会連合会は、前条第1項の規定による登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、かつ、第24条各号のいずれにも該当しない者であると認めるときは税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は同条各号のいずれかに該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならない。この場合において、次条第1項の規定による通知に係る者につき登録をしようとするとき、又は登録を拒否しようとするときは、第49条の16に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

2 日本税理士会連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

3 日本税理士会連合会は、第1項の規定により税理士名簿に登録したときは当該申請者に税理士証券を交付し、同項の規定により登録を拒否するときはその理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 日本税理士会連合会は、第1項の規定により登録を拒否する場合において、当該申請者が税理士となる資格又は第24条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして前条第1項の規定による登録申請書を提出した者であるときは、前項の規定による通知の書面においてその旨を明らかにしなければならない。

(国等と日本税理士会連合会との間の通知)

第23条 税務署長並びに市町村及び都道府県の長は、第21条第1項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は次条各号の一に該当する者であると認めるときは、第21条第2項の規定により登録申請書の副本の送付を受けた日から1月以内に、その事実を日本税理士会連合会に通知するものとする。

2 日本税理士会連合会は、前条第1項の規定により登録を拒否したときは、その旨を国税庁長官並びに当該申請者の住所を管轄する市町村及び都道府県の長に通知しなければならない。

(登録拒否事由)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第5条に規定する鑑定評価等業務（第43条において「鑑定評価等業務」という。）を行うことを禁止された不動産鑑定

- 士で、現にその処分を受けているもの
- 二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第43条において同じ。）に就いている者
- 三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から2年を経過しないもの
- 四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から2年を経過しないもの
- 五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から2年を経過しないもの
- 六 次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者
 - イ 心身に故障があるとき。
 - ロ 第4条第4号から第11号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。
- 七 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者

（登録を拒否された場合等の審査請求）

- 第24条の2 第22条第1項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、国税庁長官に対して行政不服審査法の定めるところにより審査請求をすることができる。
- 2 第21条第1項の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から3月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、国税庁長官に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本税理士会連合会が第22条第1項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。
- 3 前2項の規定による審査請求を棄却する場合において、審査請求人が第22条第4項の規定に該当する者であるときは、国税庁長官は、裁決書にその旨を附記しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による審査請求が理由があるときは、国税庁長官は、日本税理士会連合会に対し相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

（登録の取消し）

- 第25条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第49条の16に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。
- 一 税理士となる資格又は第24条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第21条第1項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。
 - 二 第24条第6号（イに係る部分に限る。）に規定する者に該当するに至つたとき。
 - 三 2年以上継続して所在が不明であるとき。
- 2 日本税理士会連合会は、前項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなつたことにより同項の規定により登録を取り消すときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。
- 3 前条第1項及び第4項の規定は、第1項の規定により登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合に準用する。

（登録の抹消）

- 第26条 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。
- 一 その業務を廃止したとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 前条第1項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。
 - 四 前号に規定するもののほか、第4条第2号から第10号までのいずれかに該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。
- 2 税理士が前項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

（登録及び登録のまつ消の公告）

- 第27条 日本税理士会連合会は、税理士の登録をしたとき、及び当該登録をまつ消したときは、遅滞なくその旨及び登録をまつ消した場合にはその事由を官報をもつて公告しなければならない。

（税理士証票の返還）

- 第28条 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を日本税理士会連合会に返還しなければならない。税理士が第43条の規定に該当することとなつた場合又は第45条若しくは第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。
- 2 日本税理士会連合会は、前項後段の規定に該当する税理士が税理士業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、税理士証票をその者に再交付しなければならない。

（登録の細目）

第29条 この法律に定めるもののほか、登録の手續、登録のまつ消、税理士名簿、税理士証票その他登録に関する細目については、財務省令で定める。

第4章 税理士の権利及び義務

(税務代理の権限の明示)

第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(特別の委任を要する事項)

第31条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。

- 一 不服申立ての取下げ
- 二 代理人の選任

(税理士証票の提示)

第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

(署名押印の義務)

第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名押印しなければならない。

- 2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。
- 3 税理士は、前2項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 5 第1項後段の規定は、法人税法（昭和40年法律第34号）第151条（地方法人税法（平成26年法律第11号）第30条において準用する場合を含む。）又は地方税法第72条の35の規定（法人の代表者等の自署押印）の適用を妨げるものと解してはならない。

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

第33条の2 税理士又は税理士法人は、国税通則法第16条第1項第1号に掲げる申告納税方式又は地方税法第1条第1項第8号若しくは第11号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

- 2 税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものに付き相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従って作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。
- 3 税理士又は税理士法人が前2項の書面を作成したときは、当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記して署名押印しなければならない。

(調査の通知)

第34条 税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、併せて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。

(意見の聴取)

第35条 税務官公署の当該職員は、第33条の2第1項又は第2項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 添付書面が添付されている申告書について国税通則法又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。
- 3 国税不服審判所の担当審判官又は地方公共団体の長は、租税についての不服申立てに係る事案について調査する場合において、当該不服申立てに関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 前3項の規定による措置の有無は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は不服申立てについての決定若しくは裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

（脱税相談等の禁止）

第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（非税理士に対する名義貸しの禁止）

第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

（秘密を守る義務）

第38条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

（会則を守る義務）

第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

（研修）

第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（事務所の設置）

第40条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。）を除く。次項及び第3項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
- 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
- 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

（帳簿作成の義務）

第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。
- 3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第1項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

（使用人等に対する監督義務）

第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

（助言義務）

第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

（業務の制限）

第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

(業務の停止)

第43条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

第5章 税理士の責任

(懲戒の種類)

第44条 税理士に対する懲戒処分は、次の3種とする。

- 一 戒告
- 二 2年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

(懲戒の手続等)

第47条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前2条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前2条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該会員の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

3 何人も、税理士について、前2条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 財務大臣は、前2条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。

5 財務大臣は、前2条の規定により税理士の懲戒処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士に通知しなければならない。

(登録抹消の制限)

第47条の2 日本税理士会連合会は、税理士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第26条第1項第1号の規定による当該税理士の登録の抹消をすることができない。

(懲戒処分の公告)

第48条 財務大臣は、第45条又は第46条の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公告しなければならない。

第5章の2 税理士法人

(設立)

第48条の2 税理士は、この章の定めるところにより、税理士法人(税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。

(名称)

第48条の3 税理士法人は、その名称中に税理士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第48条の4 税理士法人の社員は、税理士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第43条の規定に該当することとなつた場合又は第45条若しくは第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第48条の2第1項の規定により税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、

その処分の日以前30日以内にその社員であつた者でその処分の日から3年（業務の停止を命ぜられた場合にあっては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

（業務の範囲）

第48条の5 税理士法人は、税理士の業務を行うほか、定款で定めるところにより第2条第2項の業務その他これに準ずるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

第48条の6 前条に規定するもののほか、税理士法人は、第2条の2第1項の規定により税理士が処理することができる事務を当該税理士法人の社員又は使用人である税理士（以下この条及び第48条の20第4項において「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該税理士法人は、委託者に、当該税理士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

（登記）

第48条の7 税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（設立の手續）

第48条の8 税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。

2 会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項の規定は、税理士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 社員の氏名及び住所
- 五 社員の出資に関する事項
- 六 業務の執行に関する事項

（成立の時期）

第48条の9 税理士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（成立の届出等）

第48条の10 税理士法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会（以下この章において「本店所在地の税理士会」という。）を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

2 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、税理士法人の名簿を作成し、これを国税庁長官に提出しなければならない。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、前項の名簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

（業務を執行する権限）

第48条の11 税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 税理士法人の社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（社員の常駐）

第48条の12 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。

（定款の変更）

第48条の13 税理士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

2 税理士法人は、定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

（社員の競業の禁止）

第48条の14 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。

2 税理士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定する。

(業務の執行方法)

第48条の15 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)

第48条の16 第1条、第30条、第31条、第34条から第37条の2まで、第39条及び第41条から第41条の3までの規定は、税理士法人について準用する。

(法定脱退)

第48条の17 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 税理士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 除名

(解散)

第48条の18 税理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一 定款に定める理由の発生
 - 二 総社員の同意
 - 三 他の税理士法人との合併
 - 四 破産手続開始の決定
 - 五 解散を命ずる裁判
 - 六 第48条の20第1項の規定による解散の命令
- 2 税理士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が1人になり、そのなつた日から引き続き6月間その社員が2人以上にならなかつた場合においても、その6月を経過した時に解散する。
- 3 税理士法人は、第1項第3号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(裁判所による監督)

第48条の18の2 税理士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 税理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第48条の18の3 清算が終了したときは、清算人は、その旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第48条の18の4 税理士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

- 第48条の18の5 裁判所は、税理士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 3 裁判所は、第1項の検査役を選任した場合には、税理士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該税理士法人及び検査役の陳述を聴かななければならない。
 - 4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(合併)

- 第48条の19 税理士法人は、総社員の同意があるときは、他の税理士法人と合併することができる。
- 2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。
 - 3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から2週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する税理士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。
 - 4 合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人は、合併により消滅する税理士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

- 第48条の19の2 合併をする税理士法人の債権者は、当該税理士法人に対し、合併について異議を述べることができる。
- 2 合併をする税理士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、1月を下ることができない。

- 一 合併をする旨
 - 二 合併により消滅する税理士法人及び合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、合併をする税理士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第6項において準用する会社法第939条第1項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第2項第3号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第2項第3号の期間内に異議を述べたときは、合併をする税理士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 会社法第939条第1項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）及び第3項、第940条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び第3項、第941条、第946条、第947条、第951条第2項、第953条並びに第955条の規定は、税理士法人が第2項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第939条第1項及び第3項中「公告方法」とあるのは、「合併の公告の方法」と、同法第946条第3項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴え）

- 第48条の19の3 会社法第828条第1項（第7号及び第8号に係る部分に限る。）及び第2項（第7号及び第8号に係る部分に限る。）、第834条（第7号及び第8号に係る部分に限る。）、第835条第1項、第836条第2項及び第3項、第837条から第839条まで、第843条（第1項第3号及び第4号並びに第2項ただし書を除く。）並びに第846条の規定は税理士法人の合併の無効の訴えについて、同法第868条第5項、第870条（第15号に係る部分に限る。）、第871条本文、第872条（第4号に係る部分に限る。）、第873条本文、第875条及び第876条の規定はこの条において準用する同法第843条第4項の申立てについて、それぞれ準用する。

（違法行為等についての処分）

- 第48条の20 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。
- 2 第47条及び第48条の規定は、前項の処分について準用する。
- 3 第1項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。
- 4 第1項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

- 第48条の21 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条並びに会社法第600条、第614条から第619条まで、第621条及び第622条の規定は税理士法人について、同法第580条第1項、第581条、第582条、第585条第1項及び第4項、第586条、第593条、第595条、第596条、第599条、第601条、第605条、第606条、第609条第1項及び第2項、第611条（第1項ただし書を除く。）、第612条並びに第613条の規定は税理士法人の社員について、同法第589条第1項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第859条から第862条までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第613条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第615条第1項、第617条第1項及び第2項並びに第618条第1項第2号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第617条第3項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（税理士法第2条第1項第2号に規定する電磁的記録をいう。次条第1項第2号において同じ。）」と、同法第859条第2号中「第594条第1項（第598条第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第48条の14第1項」と読み替えるものとする。
- 2 会社法第644条（第3号を除く。）、第645条から第649条まで、第650条第1項及び第2項、第651条第1項及び第2項（同法第594条の準用に係る部分を除く。）、第652条、第653条、第655条から第659条まで、第662条から第664条まで、第666条から第673条まで、第675条、第663条、第864条、第868条第1項、第869条、第870条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第871条、第872条（第4号に係る部分に限る。）、第874条（第1号及び第4号に係る部分に限る。）、第875条並びに第876条の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第644条第1号中「第641条第5号」とあるのは「税理士法第48条の18第1項第3号」と、同法第647条第3項中「第641条第4号又は第7号」とあるのは「税理士法第48条の18第1項第5号若しくは第6号又は第2項」と、同法第658条第1項及び第669条中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第6

- 68条第1項及び第669条中「第641条第1号から第3号まで」とあるのは「税理士法第48条の18第1項第1号又は第2号」と、同法第670条第3項中「第939条第1項」とあるのは「税理士法第48条の19の2第6項において準用する第939条第1項」と、同法第673条第1項中「第580条」とあるのは「税理士法第48条の21第1項において準用する第580条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 会社法第824条、第826条、第868条第1項、第870条（第13号に係る部分に限る。）、第871条本文、第872条（第4号に係る部分に限る。）、第873条本文、第875条、第876条、第904条及び第937条第1項（第3号ロに係る部分に限る。）の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第825条、第868条第1項、第870条（第2号に係る部分に限る。）、第871条、第872条（第1号及び第4号に係る部分に限る。）、第873条、第874条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第875条、第876条、第905条及び第906条の規定はこの項において準用する同法第824条第1項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。
 - 4 会社法第828条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第1号に係る部分に限る。）、第834条（第1号に係る部分に限る。）、第835条第1項、第837条から第839条まで並びに第846条の規定は、税理士法人の設立の無効の訴えについて準用する。
 - 5 会社法第833条第2項、第834条（第21号に係る部分に限る。）、第835条第1項、第837条、第838条、第846条及び第937条第1項（第1号リに係る部分に限る。）の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。
 - 6 破産法（平成16年法律第75号）第16条の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。

第6章 税理士会及び日本税理士会連合会

（税理士会）

- 第49条 税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一の税理士会を設立しなければならない。
- 2 税理士会は、会員である税理士の数が財務省令で定める数を超える場合には、財務省令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設立することができる区域（以下「指定区域」という。）を定めることを請求することができる。
 - 3 国税庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、財務省令で定めるところにより、当該請求をした税理士会が設立されている区域内において指定区域を定めることができる。
 - 4 前項の規定により指定区域が定められたときは、当該指定区域内に税理士事務所又は税理士法人の事務所の登録を受けた税理士は、当該指定区域に一の税理士会を設立することができる。
 - 5 前項の規定により新たに税理士会が設立されたときは、その設立の時ににおいて、当該税理士会が設立された指定区域は第2項の規定による請求をした税理士会（以下この項において「前の税理士会」という。）が設立されていた区域から除かれるものとし、当該前の税理士会が設立されていた区域のうち当該指定区域以外の区域は第3項の規定により国税庁長官が定めたものとし、当該前の税理士会は前項の規定により設立されたものとする。
 - 6 税理士会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部（第49条の3第1項に規定する支部をいう。）及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。
 - 7 税理士会は、法人とする。
 - 8 税理士会は、その名称中に税理士会という文字を用いなければならない。

（税理士会の会則）

- 第49条の2 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 名称及び事務所の所在地
 - 二 入会及び退会に関する規定
 - 三 役員に関する規定
 - 四 会議に関する規定
 - 五 税理士の品位保持に関する規定
 - 六 会員の研修に関する規定
 - 七 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定
 - 八 税理士業務に係る使用人その他の従業者に対する監督に関する規定
 - 九 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定
 - 十 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定
 - 十一 会費に関する規定
 - 十二 庶務及び会計に関する規定
 - 3 税理士会の会則の変更（政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（税理士会の支部）

- 第49条の3 税理士会は、一の税務署の管轄区域ごとに支部を設けなければならない。ただし、国税局長の承認を受けたときは、隣接する二以上の税務署の管轄区域を地区として支部を設けることがで

- きる。
- 2 支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う。

(成立の時期)

第49条の4 税理士会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(登記)

第49条の5 税理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(入会及び退会等)

第49条の6 税理士は、登録を受けた時に、当然、その登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

- 2 税理士は、登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に所在地のある税理士事務所又は税理士法人の事務所に変更する旨の申請をしたときは、その変更の登録の申請をした時に、当然、従前の所属税理士会を退会し、変更後の税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。
- 3 税理士法人は、その成立の時に、当然、税理士法人の主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。
- 4 税理士法人は、主たる事務所以外に事務所を設け、又は税理士法人の各事務所を各所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したときは、税理士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。
- 5 税理士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属税理士会の区域内に税理士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該税理士会を退会する。
- 6 税理士及び税理士法人は、所属税理士会が設立されている区域の変更（第49条第5項の規定による区域の変更を含む。）があり、税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地が所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に含まれることとなつたときは、その区域の変更があつた時に、当然、従前の所属税理士会を退会し、その区域の変更後の税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。
- 7 税理士は、第26条第1項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その該当することとなつた時に、当然、所属税理士会を退会する。
- 8 税理士法人は、解散した時に、当然、所属税理士会を退会する。
- 9 税理士及び税理士法人は、税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設けられている税理士会の支部に所属するものとする。

(役員)

第49条の7 税理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

- 2 会長は、税理士会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 役員は、会則又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(総会)

第49条の8 税理士会は、毎年定期総会を開かなければならない。

- 2 税理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。
- 3 税理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第49条の9 税理士会は、総会の決議並びに役員就任及び退任を財務大臣に報告しなければならない。

(紛議の調停)

第49条の10 税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(建議等)

第49条の11 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(合併及び解散)

第49条の12 国税局の管轄区域が変更されたためその区域内にある税理士会が合併又は解散する必

- 要があるときは、その税理士会は、総会の決議により合併又は解散する。
- 2 合併後存続する税理士会又は合併により設立する税理士会は、合併により消滅する税理士会の権利義務を承継する。
 - 3 第48条の19の2の規定は、税理士会が合併をする場合について準用する。
 - 4 税理士会が合併したときは、合併により解散した税理士会に所属した税理士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された税理士会の会員となる。

(清算中の税理士会の能力)

第49条の12の2 解散した税理士会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

- 第49条の12の3 税理士会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長及び副会長がその清算人となる。ただし、会則に別段の定めがあるとき、又は総会において会長及び副会長以外の者を選任したときは、この限りでない。
- 2 次に掲げる者は、清算人となることができない。
 - 一 死刑又は無期若しくは6年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者
 - 二 6年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(裁判所による清算人の選任)

第49条の12の4 前条第1項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第49条の12の5 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

- 第49条の12の6 清算人の職務は、次のとおりとする。
- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

- 第49条の12の7 清算人は、その就職の日から2月以内に、少なくとも3回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。
- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
 - 3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
 - 4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第49条の12の8 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、税理士会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

- 第49条の12の9 税理士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(日本税理士会連合会)

- 第49条の13 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。
- 2 日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。
 - 3 日本税理士会連合会は、法人とする。
 - 4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

(日本税理士会連合会の会則)

- 第49条の14 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 第49条の2第2項第1号、第3号から第5号まで及び第10号から第12号までに掲げる事項
 - 二 税理士の登録に関する規定
 - 三 第49条の16に規定する資格審査会に関する規定

- 四 第41条第1項の帳簿及びその記載に関する規定
- 五 税理士会の会員の研修に関する規定
- 六 第49条の2第2項第9号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定
- 2 日本税理士会連合会の会則の変更（前項第2号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（税理士会に関する規定の準用）

第49条の15 第49条の2第1項、第49条の4、第49条の5、第49条の7から第49条の9まで及び第49条の11の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

（資格審査会）

- 第49条の16 日本税理士会連合会に、資格審査会を置く。
- 2 資格審査会は、日本税理士会連合会の請求により、第22条第1項の規定による登録若しくは登録の拒否又は第25条第1項の規定による登録の取消しについて審議を行うものとする。
- 3 資格審査会は、会長及び委員4人をもつて組織する。
- 4 会長は、日本税理士会連合会会長をもつてこれに充てる。
- 5 委員は、会長が、財務大臣の承認を受けて、税理士、国税又は地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（総会の決議の取消し）

第49条の17 財務大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の総会の決議が法令又はその税理士会若しくは日本税理士会連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、その決議を取り消すべきことを命ずることができる。

（貸借対照表等）

第49条の18 日本税理士会連合会は、毎事業年度、第49条の15の規定において準用する第49条の8第3項に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（一般的監督）

- 第49条の19 財務大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による報告の徴収又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第49条の20 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条及び第78条の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

（政令への委任）

第49条の21 この法律に定めるもののほか、税理士会及び日本税理士会連合会の設立、運営、合併、解散及び清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第7章 雑 則

（臨時の税務書類の作成等）

- 第50条 国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、2月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。
- 2 第33条第2項及び第4項、第36条並びに第38条の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

（税理士業務を行う弁護士等）

- 第51条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。
- 2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第1条、第30条、

- 第31条、第33条から第38条まで、第41条から第41条の3まで、第43条前段、第44条から第46条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第47条、第48条、第54条及び第55条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第33条第3項及び第33条の2第3項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第51条第1項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第3項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」とする。
- 3 弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が、第1項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。
 - 4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第33条、第33条の2、第48条の16（第39条の規定を準用する部分を除く。）、第48条の20（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第54条及び第55条の規定の適用については、税理士法人とみなす。

（行政書士等が行う税務書類の作成）

- 第51条の2 行政書士又は行政書士法人は、それぞれ行政書士又は行政書士法人の名称を用いて、他人の求めに応じ、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税その他政令で定める租税に関し税務書類の作成を業として行うことができる。

（税理士業務の制限）

- 第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

（名称の使用制限）

- 第53条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
- 2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
 - 3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
 - 4 前3項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

- 第54条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

（監督上の措置）

- 第55条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。
- 2 前項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第56条 削除

（事務の委任）

- 第57条 国税庁長官は、第55条第1項の規定によりその権限に属せしめられた事務を国税局長又は税務署長に取り扱わせることができる。
- 2 国税庁長官は、前項の規定により事務を国税局長又は税務署長に取り扱わせることとしたときは、その旨を告示しなければならない。

第8章 罰 則

- 第58条 第36条（第48条の16又は第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

- 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの
 - 二 第37条の2（第48条の16において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 三 第38条（第50条第2項において準用する場合を含む。）又は第54条の規定に違反した者
 - 四 第52条の規定に違反した者
- 2 前項第3号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
一 第42条の規定に違反した者
二 第43条の規定に違反した者
三 第45条若しくは第46条又は第48条の20第1項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行った者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第53条第1項の規定に違反した者
- 二 第53条第2項の規定に違反した者
- 三 第53条第3項の規定に違反した者

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第48条の19の2第6項（第49条の12第3項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第955条第1項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかった者
- 二 第49条の19第1項又は第55条第1項の規定による報告、質問又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第58条、第59条第1項第2号（第48条の16において準用する第37条の2に係る部分に限る。）若しくは第4号、第60条第3号（第48条の20第1項に係る部分に限る。）、第61条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の過料に処する。

- 一 第48条の19の2第6項（第49条の12第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する会社法第946条第3項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第48条の19の2第6項において準用する会社法第951条第2項各号又は第955条第2項各号に掲げる請求を拒んだ者

第65条 次の各号のいずれかに該当する場合には、税理士法人の社員若しくは精算人又は税理士会若しくは日本税理士会連合会の役員は、30万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第48条の19の2第2項又は第5項の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第48条の19の2第6項（第49条の12第3項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第941条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 四 定款又は第48条の21第1項において準用する会社法第615条第1項の会計帳簿若しくは第48条の21第1項において準用する同法第617条第1項若しくは第2項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第48条の21第2項において準用する会社法第656条第1項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第48条の21第2項において準用する会社法第664条の規定に違反して財産を分配したとき。
- 七 第48条の21第2項において準用する会社法第670条第2項又は第5項の規定に違反して財産を処分したとき。

[2] 日本税理士会連合会会則（抄）

（目的）

第2条 本会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務（税理士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務をいう。以下同じ。）の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ～ (5) 略
- (6) 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと。
- (7) ～ (11) 略

2 略

第6章 税理士の登録

(税理士名簿)

- 第33条 本会に、税理士名簿を備える。
2 前項の税理士名簿は、磁気ディスクをもって調製する。

(税理士名簿に登録すべき事項等)

- 第34条 税理士名簿には、次の事項を登録する。
- (1) 税理士の氏名、生年月日、本籍及び住所
 - (2) 税理士となる資格の区分及びその資格の取得年月日
 - (3) 国税又は地方税に関する行政事務（沖縄の復帰前の政府税又は市町村民税に関する行政事務を含む。）に従事していた者については、当該事務に従事しなくなった日前5年間に従事した職名及びその期間
 - (4) 税理士法人の社員となる場合は、その所属する税理士法人又は設けようとする税理士法人の名称及び執務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
 - (5) 法第2条第3号の規定により税理士又は税理士法人の補助者として、当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者となる場合は、その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
 - (6) 前2号に掲げる場合以外の場合は、設けようとする税理士事務所の名称及び所在地
- 2 前項第6号に規定する税理士事務所の名称は、その税理士の税理士事務所であることを明示するものとする。
- 3 税理士名簿には、第1項各号に掲げる事項が登録された者につき、なお次の事項を記載する。
- (1) 最終学歴並びに職歴
 - (2) 所属税理士会の名称
 - (3) 税理士の登録を受けた後報酬のある公職についた者については、当該公職並びに当該公職についた年月日及び当該公職を離れた年月日
 - (4) 法第43条前段の懲戒処分又は法第44条に規定する懲戒処分を受けた者については、懲戒の種類及び懲戒を受けた年月日
 - (5) 登録番号及び登録年月日
 - (6) 登録事項変更の年月日及び変更の事由
 - (7) 登録取消しの年月日及びその事由
 - (8) 税理士証票交付の年月日及び証票の番号

(税理士の登録申請)

- 第35条 税理士名簿に登録を受けようとする者は、税理士登録申請書（以下「登録申請書」という。）を、前条第1項第4号から第6号までの事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を除く。）の所在地を含む区域に設立されている税理士会を経由して、本会に提出しなければならない。
- 2 前項の登録申請書には、その副本3通を添えて提出するものとし、当該申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。
- (1) 税理士となる資格を証する書面
 - (2) 法第3条第1項ただし書に規定する期間が通算して2年以上になることを証する書面
 - (3) 申請者の写真（提出の日前3月以内に撮影したもの）
 - (4) 履歴書
 - (5) 戸籍抄本又は個人事項証明書（提出の日前3月以内に交付を受けたものとし、登録を受けようとする者が外国人であるときは、外国人登録法の規定による外国人の登録を証する書面とする。）
 - (6) 住民票の写し（提出の日前3月以内に交付を受けた世帯全員のもの）
 - (7) 申請者が成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項において成年被後見人とみなされる者を含む。）、被保佐人（同条第2項において被保佐人とみなされる者を含む。）、被補助人、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第3条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者及び破産者で復権を得ないものに該当しない者である旨の官公署の証明書
 - (8) 申請者が法第4条第4号から第11号まで及び法第24条各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書
- 3 第1項に規定する登録申請書には、登録免許税法の定めるところにより、同法に定める登録免許税の額に相当する登録免許税を納付した旨の領収証書をはり付けなければならない。

(登録申請書の進達等)

- 第36条 税理士会は、登録申請書を受理したときは、副本1通ずつを登録申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所地を管轄する市町村（特別区を含む。）及び都道府県の長に送付し、正本を、附属書類とともに本会に進達しなければならない。

(登録に関する調査)

- 第37条 税理士会は、前条に規定する登録申請書の進達については、当該申請者の登録に関し調査をし、必要により指導又は助言を行ったうえ、その結果に関する資料及び税理士会の会長の意見書を添

- 付するものとする。
- 2 税理士会は、税理士の登録に関し調査、指導及び助言を行うため登録調査委員会を設けなければならない。
 - 3 前項の登録調査委員会の組織及び運営に関する事項は、税理士会の会則で定めなければならない。

(登録審査会)

- 第38条 本会に、登録審査会を置く。
- 2 登録審査会は、登録申請者の登録に関し必要な審査を行うものとする。
 - 3 登録審査会は、会長及び委員若干人をもって組織する。
 - 4 登録審査会の会長は、本会の会長を充てるものとする。
 - 5 委員は、副会長、専務理事及び常務理事のうちから、本会の会長が委嘱する者をもってこれに充てる。
 - 6 登録審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
 - 7 登録審査会の議事は、出席委員の過半数の者の同意したところにより決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 8 登録審査会の議事は、非公開とし、会長、委員及び本会の職員は、正当な理由がなくて、登録審査会の議事に関して職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。会長、委員及び本会の職員でなくなった後においても、また同様とする。
 - 9 登録審査会の運営に関し必要な事項は、前各項に規定するもののほか、総会で定める。

(税理士名簿の登録又は登録の拒否)

- 第39条 本会は、登録審査会の議決に基づき、税理士名簿の登録を適当と認める者については税理士名簿に登録し、登録を適当と認めない者については登録を拒否する。この場合において、法第23条第1項の規定による通知に係る者について登録をし、又は登録を拒否しようとするときは、資格審査会の議を経なければならない。
- 2 登録申請書を提出した日から3月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合において、登録申請書を提出した者から、国税庁長官に対して審査請求がされた場合においては、当該審査請求があった日に本会が当該登録を拒否したものとする。

(登録の取消しの理由となる事実の通知)

- 第39条の2 税理士会は、その税理士会会員が法第25条第1項各号に規定する事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を本会に通知しなければならない。

(登録の取消し)

- 第40条 本会は、税理士の登録を受けた者が、法第25条第1項各号のいずれかに該当するときは、行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を経た後、登録審査会の議決に基づき登録を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により登録を取り消す場合においては、資格審査会の議を経なければならない。

(登録事項の変更)

- 第41条 本会は、法第20条の規定により変更登録の申請があったときは、登録事項を変更するものとする。ただし、変更の内容等に関し、必要がある場合には、指導又は助言を行うことができる。
- 2 本会は、前項の申請が必要であると認められるにもかかわらずその申請をしない者に対して調査をし、指導又は助言を行うものとする。

(記載事項の変更)

- 第42条 税理士は、第34条第3項第1号及び第3号に掲げる記載事項に変更を生じたときは、その旨を本会に届け出なければならない。
- 2 本会は、前項の届出があったときは、記載事項を変更するものとする。

(登録の抹消)

- 第43条 本会は、税理士が法第26条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその登録を抹消するものとする。ただし、当該税理士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまで登録の抹消を行わないものとする。

(登録等手数料)

- 第44条 税理士名簿の登録等に関しては、次の各号に掲げる金額の手数料を本会に納付しなければならない。

- | | |
|---|---------|
| (1) 登録 | 50,000円 |
| (2) 税理士証票の定期交換 | 2,500円 |
| (3) 登録事項の変更 | 2,500円 |
| (4) 税理士証票亡失による再交付 | 6,000円 |
| (5) 税理士証票の再交付 (前号を除き、税理士証票の記載事項の変更等による交付を含む。) | 2,500円 |
| (6) 証明 | 1,200円 |

- 2 前項各号の二以上に該当する場合においては、それぞれ各号に定める金額の手数料を合わせて納付しなければならない。

- 3 住居表示の実施若しくは変更、又は行政区画等若しくはその名称の変更（その変更に伴う地番の変更を含む。）に伴う登録事項の変更又は税理士証票の記載事項の変更による証票の交付については、第1項の規定にかかわらず、同項第3号又は第5号に掲げる金額の手数料の納付を要しないものとする。戸籍に記載されている氏名の誤字が正字で記載されたことによる氏名の変更に伴う登録事項の変更又は税理士証票の記載事項の変更による証票の交付においても、また同様とする。
- 4 震災、風水害、火災その他これらに類する災害に起因する登録事項の変更、税理士証票の亡失若しくは記載事項の変更による証票の交付、又は登録等の証明については、税理士会からの申請に基づき、常務理事会の議を経て、第1項の規定にかかわらず、同項第3号から第6号までに掲げる手数料の納付を免除することができる。
- 5 本会が登録を拒否した場合又は登録申請者が登録の申請を取り下げた場合においては、本会は、第1項第1号の手数料を返還する。

（税理士名簿登録等の公告）

第45条 本会は、税理士名簿に登録をしたとき及び登録を抹消したときは、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を官報をもって公告する。

（税理士証票の交付及び返還）

第46条 本会は、税理士名簿に登録をした者に税理士証票を交付する。

- 2 税理士の登録を抹消されたときは、当該抹消された者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を本会に返還しなければならない。税理士が法第43条の規定に該当することとなった場合又は法第45条若しくは法第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

（税理士証票の定期交換）

第46条の2 税理士は、税理士証票の交付日から10年を経過したときは、本会に税理士証票の交換を申請しなければならない。

- 2 本会は、前項の申請があったときは、当該申請をした税理士に対し、税理士証票を交換する。
- 3 本会は、第1項の申請が必要であると認められるにもかかわらずその申請をしない者に対して調査をし、指導又は助言を行うものとする。

（税理士証票の亡失又は損壊）

第47条 税理士は、税理士証票を亡失し、又は損壊したときは、遅滞なくその旨及びその理由を本会に届け出なければならない。

（税理士証票亡失の公告）

第48条 本会は、税理士から税理士証票の亡失の届出があったときは、当該亡失した税理士証票は効力を失った旨を、官報をもって公告する。

（税理士証票の再交付）

第49条 税理士から税理士証票を亡失し、若しくは損壊した旨の届出があったとき、又は法第28条第1項後段の規定に該当する税理士が税理士業務を行うことができることとなったときは、本会は、申請により、その者に税理士証票を再交付する。

（登録等の細目）

第50条 登録の手續、登録の取消し及び抹消、税理士名簿、税理士証票その他登録に関し必要な事項は、第33条から前条までに規定するもののほか、常務理事会で定める。

第7章 資格審査会

（資格審査会）

第51条 本会に資格審査会を置く。

- 2 資格審査会は、本会の請求により、税理士の登録若しくは登録の拒否又は登録の取消しについて審議を行う。

第9章 品位保持

（会則等の遵守）

第60条 税理士会の会員は、税理士に関する法令、本会の会則並びに税理士会の会則、規則等を遵守しなければならない。

（非税理士との提携の禁止）

第61条 税理士及び税理士法人は、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者から業務のあっ旋を受けてはならない。

(名義貸しの禁止)

第61条の2 税理士及び税理士法人は、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させてはならない。

(名称の使用制限)

第62条 税理士及び税理士法人は、税理士に関する法令若しくは本会若しくは税理士会の会則に定めるもの又は他の法律の規定により認められたもののほか、その組織する団体に税理士会又は日本税理士会連合会その他類似の名称を用いてはならない。

(税理士業務を行うための事務所)

第62条の2 税理士及び税理士法人は、法第40条第1項に規定する事務所を設けるに当たっては、税理士業務を継続的に執行するために、当該事務所の所在地、外部に対する表示、設備の状況等を適切なものとしなければならない。

第10章 帳簿作成

(帳簿作成の義務)

第64条 税理士及び税理士法人は、税理士業務に関して、帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。
- 3 第1項に規定する帳簿の標準様式(記載事項を含む。)は、常務理事会で定める。
- 4 第1項の帳簿は磁気ディスクをもって調製することができる。

[3] ○○税理士会綱紀規則(準則)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、会則第○○条の規定に基づき、会員の品位保持及び使用人その他の従業者(以下「使用人等」という。)の監督に関し、必要な事項を定める。

(会則等の遵守)

第2条 会員は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会(以下「連合会」という。)の会則並びに本会の会則、規則及び細則(以下「会則等」という。)を誠実に守らなければならない。

(使命及び職責の遂行)

第3条 会員は、税理士法(以下「法」という。)第1条に規定する税理士の使命の重要性を認識し、その職責を遂行するため、高潔な人格の陶冶と円満な常識の涵養に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。

(品位保持)

第4条 会員は、その使命に鑑み各自その品位を保持するとともに、常に税理士の社会的信用の向上に努めなければならない。

第2章 遵守事項

(事務所の設置)

第5条 会員(税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。)は、税理士業務を行うための事務所(その所在地、外部に対する表示、設備の状況等が、税理士業務を継続的に執行するために適切なものであることを要する。)を設けなければならない。

- 2 税理士会員(税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。)は、税理士業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。
- 3 税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

(業務の制限)

第6条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた公務員であった税理士会員は、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。ただし、法第42条ただし書の承認を受けた者についてはこの限りでない。

(所属税理士の業務)

第6条の2 所属税理士である税理士会員(以下この条において「所属税理士」という。)が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

- 2 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを

証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

- (1) 所属税理士である旨
 - (2) その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
 - (3) その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨
 - (4) 自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨
- 3 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名押印しなければならない。
 - 4 所属税理士は、第2項の規定により説明を行った場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名押印を得なければならない。
 - 5 所属税理士は、前項の署名押印を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。
 - 6 所属税理士は、第1項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。
 - 7 所属税理士は、毎年4月末日までに、3月31日現在における第1項に規定する業務に係る現況を、所属税理士の直接受任業務に関する報告書（別紙様式）に基づき、本会に報告しなければならない。

（税務代理の権限の明示）

第7条 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、税務代理に当たっては、税理士法施行規則第15条に規定する税務代理権限証書を税務官公署に提出しなければならない。

（税理士証票の携行等）

第8条 税理士会員は、税理士業務を行うときは、税理士証票を携行し、税理士会員章を着用しなければならない。

- 2 税理士会員が税務代理を行うときは、税務官公署の職員に税理士証票を提示しなければならない。

（署名押印の義務）

第9条 会員が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。

- 2 会員が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。

（業務委嘱契約）

第10条 会員は、委嘱者との業務委嘱契約を忠実に守り、紛議等が生じないように努めなければならない。

- 2 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。次項において同じ。）は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。
- 3 会員は、業務委嘱契約を解除したときは、やむを得ない事由による場合を除き、すみやかに委嘱者に帰属する帳簿等を返還しなければならない。

（脱税相談等の禁止）

第11条 会員は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第12条 会員は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第13条 税理士会員は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（税務支援への従事義務）

第14条 会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。

- 2 会員は、本会から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 3 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、その事務所において執務又は勤務する税理士会員が第1項に規定する税務支援に従事する場合において、これに協力をしなければならない。

（研修の受講義務）

第15条 税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会等が行う研修を受けなければならない。

- 2 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、その事務所において執務又は勤務する税理士会員が前項に規定する研修を受講することに理解を示し、協力をしなければならない。

(帳簿作成の義務)

第16条 会員は、委嘱された税理士業務に関して、連合会が定める標準様式に準拠する帳簿を作成し、記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(使用人等の監督)

第17条 会員(所属税理士である税理士会員を除く。)は、税理士の業務に係る使用人等が、会則等に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

(助言義務)

第18条 会員は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

(不正な税務代理等の禁止)

第19条 会員は、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしてはならない。

2 会員は、自己以外が作成した税務書類について、署名押印してはならない。

(業務の執行方法)

第20条 会員は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(会費の負担義務)

第21条 会員は、本会及びその所属する支部の会費を負担しなければならない。

(業務の広告)

第22条 会員は、自己の業務について、本会の定め反する場合を除き、広告することができる。

2 前項の広告に関し必要な事項は、細則で定める。

(名義貸しの禁止)

第23条 会員は、いかなる場合においても、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させ、又は利用するおそれのあるような便宜を与えてはならない。

(非税理士との関連排除)

第24条 会員は、直接であると間接であると又は有償であると無償であるとを問わず、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者又はその疑いのある者と次の関係を結んではならない。

- (1) 税理士業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。
- (2) 業務上のあっ旋を受け、又は紹介すること。
- (3) 実質上の使用人となり、又は雇用すること。
- (4) 業務を代理し、又は業務に関与すること。
- (5) 業務上の便宜を与えること。

(業務侵害行為の禁止)

第25条 会員は、直接であると間接であるとを問わず、他の税理士又は税理士法人の業務を不当又は不公正な方法によって侵害するような行為をしてはならない。

(虚偽不正証明の禁止)

第26条 会員(税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。)は、その使用人等の身分等に関し虚偽又は不正の証明をしてはならない。

(税理士業務報酬の設定)

第27条 会員は、税理士業務報酬を請求するときは、合理的な算定根拠によらなければならない。

2 会員は、自らの報酬算定基準を予め定め、税理士業務報酬に関する委嘱者の質問に答える用意がなくてはならない。

(綱紀違反者等の通知)

第28条 会員は、他の税理士若しくは税理士法人又はその使用人等に信用又は品位を著しく害する行為があり、若しくはその疑いがあることを知ったときは、その所属する支部又は本会に通知しなければならない。

(社員の常駐)

第29条 税理士法人会員の事務所には、本会の税理士会員である社員を常駐させなければならない。

(社員の競業の禁止)

第30条 税理士法人の社員である税理士会員は、自己若しくは第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならない。

第3章 監督

(一般的監督)

第31条 会員は、本会若しくは支部又は連合会が必要であると認めて、その業務に関し報告を求め、又は勧告若しくは指示をしたときは、これに従わなければならない。

(個別監督)

第32条 会員は、本会若しくは支部又は連合会が必要であると認めて、その業務に関する調査又は質問をしたときは、これに応じなければならない。

(使用人の処分の届出)

第33条 会員(税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。)は、その使用人を懲戒解雇し、又は監督に服しないことにより解雇したときは、その旨を自己の所属する支部を通じ本会に届出なければならない。

第4章 雑則

(理事会への委任)

第34条 この規則の取り扱いに関し必要な事項は、理事会で定めるところによる。

[4] 個人情報の保護に関する方針

税理士登録申請者 各位

個人情報の保護に関する方針

本会は、個人情報の保護に関する法令の規定等を踏まえ、本会の保有する個人情報の保護に関する方針を次のとおり定める。

- 1 個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとする。
- 2 必要な個人情報は適正な手段で入手するものとする。
- 3 個人情報の利用目的を通知又は公表するものとする。
- 4 個人情報を目的外に利用しないものとする。
- 5 法令に定める場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しないものとする。
- 6 個人情報の正確性を保ち、安全に管理するものとする。
- 7 個人情報の開示請求等に適正に対応するものとする。
- 8 個人情報に係る苦情処理に適切に取り組むものとする。

平成21年8月1日
日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓

本会が取得、利用、提供する個人情報の取扱いについて、以下のとおり公表いたします。

個人情報の適正な取扱いについて

- 1 個人情報保護に関する法令や規程の遵守について
本会は、個人情報の保護に関する法令や本会の「個人情報の取扱いに関する規程」を遵守し、個人情報を適正に取扱います。
- 2 個人情報の取得について
本会は、個人情報を取得する際には、利用目的を明確化し、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

3 個人情報の利用目的について

本会は、個人情報を利用目的の範囲内で適正に取扱います。

なお、主な利用目的については次のとおりです。

- (1) 税理士法に規定されている「税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務並びに税理士の登録に関する事務を行う」ことを目的としてこれを利用します。

なお、会務運営のための利用について例示をすれば、①税理士名簿の作成並びに税理士法人名簿の作成、②電子認証局の税理士証明書の発行申請及び審査、③会議及び研修会等に関する連絡及び会報の送付先の管理、④税理士職業賠償責任保険制度、会計参与賠償責任保険制度及び成年後見賠償責任保険制度の普及、⑤役員・委員名簿等、各種名簿などがこれに当たります。

- (2) (1)のほか、日税連会則に定める事業目的を達成するため必要な範囲内でこれを利用します。

4 共同利用について

本会は、税理士会と個人情報を共同利用いたします。

- (1) 税理士法に規定されている「税理士は、登録を受けたときに、当然、その登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。」とされているため。

- (2) 各共同利用する組織の会務運営に資するため、第3項に掲げる利用を目的とします。

5 個人情報の第三者提供について

本会は、以下の場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

- (1) 法令の定める場合

- (2) 下記表により個人情報を提供する場合

提供先	利用目的	提供項目
日本税理士政治連盟	会報の発送や入会の案内に利用するため	登録番号、氏名、事務所の所在地
日本税理士協同組合連合会	書籍等の案内に利用するため	氏名、事務所の所在地
日本税理士厚生年金基金	税理士の確認や入会の案内に利用するため	登録番号、氏名、生年月日、事務所の所在地、事務所の電話番号、税理士の登録区分
日本税理士国民年金基金	税理士の確認や入会の案内に利用するため	登録番号、氏名、生年月日、事務所の所在地、事務所の電話番号、税理士の登録区分
全国税理士共栄会	税理士の確認や入会・事業の案内に利用するため	登録番号、氏名、事務所の所在地、事務所の電話番号
日本税理士共済会	税理士の確認や入会の案内に利用するため	登録番号、氏名、生年月日、事務所の所在地、事務所の電話番号
(株)日税連保険サービス(税理士職業賠償責任保険及び会計参与賠償責任保険指定代理店)	入会の案内、税理士の確認や運営管理に利用するため	登録番号、氏名、事務所の所在地、事務所の電話番号
印刷業者、発送業者などの日税連の業務を遂行する上で必要な委託先	会報その他の刊行物の印刷や配送など	氏名、事務所の所在地など

なお、本会に対して、個人情報の提供の停止を求める税理士は、下記に定める手続きに従って停止を求めることができます。税理士が停止を求めた場合は、本会は直ちに個人情報の提供を停止します。

本会は、税理士が以下に定める手続きに従って、個人情報の関連団体(印刷業務などの業務委託を除く。)への提供を停止することを求める旨通知された場合は、本会は直ちに当該税理士の個人情報の提供を停止いたします。

個人情報の提供の停止を求める税理士は、文書で下記の事項を明記の上、以下の送付先にご郵送をお願いいたします。

- ① 本会による個人情報の提供の停止を求めること。
- ② 提供の停止を求める者の氏名、登録番号、事務所の所在地、事務所の電話番号
文書の送付先

日本税理士会連合会 個人情報保護相談窓口
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階

6 個人情報の安全管理について

本会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。また、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため適正な情報セキュリティ対策に努めます。

7 個人情報の外部委託について

本会は、個人情報を税理士会及びその会員に対する会議や研修等に関する連絡、会報の発送及び事業目的を達成するために、外部に委託することがあります。

委託先については、本会の定める基準に適合する事業者を選定し、秘密保持、安全管理等についての契約をし、適切な監督を行います。

8 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除について

本会は、本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、遅滞なく対応します。また、個人情報の開示の結果、誤った情報があり、訂正、削除又は利用停止を求められた場合には遅滞なく対応します。

なお、開示の請求については、手数料をいただきます。

9 本会の個人情報の取扱いに関する苦情及びお問合せ等については、迅速かつ適切に対応します。なお苦情等の受付窓口は次のとおりです。

＜お問い合わせ先＞

日本税理士会連合会 個人情報保護相談窓口
電 話：03-5435-0931・F A X：03-5435-0941
受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日及び年末年始を除く)

平成 2 7 年 4 月 発行

日本税理士会連合会

(登録調査部編集)

〒141-0032 東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 8 号 日本税理士会館 8 F

T E L 03-5435-0931 (代) F A X 03-5435-0941

ホームページアドレス <http://www.nichizeiren.or.jp>



日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号
日本税理士会館8F

TEL. 03-5435-0931(代) FAX. 03-5435-0941
ホームページアドレス <http://www.nichizeiren.or.jp>